

## 第 3 回

# 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

日時：平成15年7月15日（火）午後2時

場所：掛川グランドホテル 王冠の間

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会



# 目 次

## 報告事項

[ 報告 ]	頁
報告第10号 新市名称候補選定小委員会報告について -----	1
報告第11号 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の一部改正について ----	5
報告第12号 平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会 補正予算(第1号)について -----	7

## 協議事項

[ 協議 ]	
協議第2号 合併の期日について -----	11
協議第3号 新市の事務所の位置について -----	19

## [ 議案 ]

議案第6号 新市の名称の公募及び選定基準について -----	28
--------------------------------	----

## [ 提案 ]

協議第4号 財産の取扱いについて -----	32
協議第5号 議会の議員の定数及び任期の取扱いについて -----	46
協議第6号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて -----	54



報告第10号

新市名称候補選定小委員会報告について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程第7条の規定により委員長から報告があったので、裏面のとおり報告する。

平成15年7月15日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

平成15年6月27日

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛村 純 一 様

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

新市名称候補選定小委員会

委員長 小松 正 明

平成15年6月27日に開催された掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会の内容について、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会新市名称候補選定小委員会設置規程第7条の規定により、次のとおり報告します。

新市名称候補選定小委員会委員名簿

区 分	氏 名	市 町 名	役 職 等	備 考
1号委員 (助役)	小 松 正 明	掛 川 市	掛川市助役	
	川 口 一	大 東 町	大東町助役	
	水 野 幸 雄	大 須 賀 町	大須賀町助役	
2号委員 (議会選出)	戸 塚 正 義	掛 川 市	掛川市議会議長	
	牧 野 勝 彦	大 東 町	大東町議会副議長	
	上 野 良 治	大 須 賀 町	大須賀町議会議員	
3号委員 (学識経験者)	滝 沢 恵 子	掛 川 市	掛川市社会教育委員	
	松 本 恵 次	大 東 町	大東町教育委員	
	蒲 原 忠 雄	大 須 賀 町	大須賀町商工会長	

## 第 1 回 新市名称候補選定小委員会開催内容

- 1 日時 平成15年6月27日(金) 14:00～15:40
- 2 場所 掛川市役所 5階 全員協議会室
- 3 委員長及び副委員長の選出について

職名	氏名	所属市町	備考
委員長	小松正明	掛川市	掛川市助役
副委員長	松本恵次	大東町	大東町教育委員

### 4 議題

#### (1) 新市名称候補選定小委員会運営要領について

##### ・運営要領(抜粋)

会議は、原則として公開する。

議事は、全会一致で決することを原則とする。

#### (2) 新市名称候補の選定方法について

##### ・公募要領(抜粋)

応募資格：全国公募とし、国籍、年齢等の制限なし。ただし、1人1名称1作品に限る。

応募方法：募集チラシ兼応募はがき、官製はがき、封書、ファックス等

記載内容：名称、名称の理由、郵便番号、住所、氏名、年齢、性別、電話番号

公募期間：平成15年8月15日(金)～9月16日(火)

賞品：名付け親大賞(1名)、名付け親賞(5名)、参加賞(50名)

周知方法：募集チラシ兼応募はがき、協議会だより、ホームページ等

#### (3) 新市名称候補選定基準について

##### ・選定基準(抜粋)

##### 第1次選定基準

ア 漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記されていること。

イ 全国の市と同じ表記でないこと。

##### 第2次選定基準

ア 歴史、文化にちなんだ名称

イ 地理的にイメージできる名称

ウ 特徴を表す名称

エ 対外的にアピールできる名称

オ 知名度の向上が期待できる名称

カ 将来をイメージした名称

##### 選定方法

小委員会において5点程度選定し、協議会へ報告する。

##### 留意事項

ア 応募数の多募により選定するものではない。

イ 最終決定は、協議会が行う。

## 新市名称決定までのスケジュール

時 期	協 議 会	小 委 員 会	事 務 局
5月19日	第1回協議会		
6月16日	第2回協議会 小委員会設置規程の承認		
6月27日		第1回小委員会 正副委員長の選出 名称選定方法の検討 公募要領・募集要領の検討 名称選定基準の検討	
7月15日	第3回協議会 第1回小委員会の報告 選定方法等について承認		第1回小委員会の決定を受け、名称の選定方法等について提案
8月15日			募集開始
8月19日	第4回協議会		↑ 募 集 ↓ 約1か月 (広報活動)
9月16日			募集締切
			↑ 集 計 ↓
			募集結果取りまとめ (集計)
10月7日		第2回小委員会 集計結果の報告 名称候補の絞込方法の検討	
10月21日	第5回協議会 第2回小委員会の報告		
10月23日		第3回小委員会 名称候補(複数)の絞込み	
11月4日		第4回小委員会 名称候補(複数)の決定 協議会における名称決定方法の検討	
11月18日	第6回協議会 小委員会の最終報告 「新市の名称」の提案		第4回小委員会の決定を受け、名称候補、名称の最終的な決定方法等について提案
12月16日	第7回協議会 「新市の名称」の協議・確認		



報告第 1 1 号

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の一部改正について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会規約第16条の規定に基づき、掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の一部を裏面のとおり改正したので、報告する。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の一部を改正する規程

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程（平成15年4月1日決定）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「		2 諸収入	1 預金利子	を	」	
「		2 諸収入	1 預金利子	に改める。	」	
		3 県支出金	1 県補助金			

附 則

この規程は、平成15年7月8日から施行する。

新 旧 対 照 表

規程名 掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程の一部を改正する規程

改 正 前		改 正 後	
別表第1（第5条関係） 歳入予算の款及び項の区分		別表第1（第5条関係） 歳入予算の款及び項の区分	
款	項	款	項
1 分担金及び負担金	1 負担金	1 分担金及び負担金	1 負担金
2 諸収入	1 預金利子	2 諸収入	1 預金利子
		3 県支出金	1 県補助金

報告第 1 2 号

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会補正予算（第 1 号）について

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会財務規程第 4 条第 1 項の規定に基づき、平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会予算を裏面のとおりに補正したので、同条第 3 項の規定により報告する。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会  
会 長 榛 村 純 一

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会補正予算（第1号）

平成15年度掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ36,089千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成15年7月8日

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計
3款 県支出金	0	1,000	1,000
1項 県補助金	0	1,000	1,000
歳入合計	35,089	1,000	36,089

(歳出)

(単位：千円)

科 目	補正前の額	補正額	計
1款 事業費	31,331	630	31,961
1項 事業推進費	31,331	630	31,961
2款 総務費	3,458	370	3,828
1項 総務管理費	3,458	370	3,828
歳出合計	35,089	1,000	36,089

歳入歳出予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 分担金及び負担金	35,088	0	35,088
2 諸収入	1	0	1
3 県支出金	0	1,000	1,000
歳入合計	35,089	1,000	36,089

(歳出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業費	31,331	630	31,961
2 総務費	3,458	370	3,828
3 予備費	300	0	300
歳出合計	35,089	1,000	36,089

## 2 歳入

(単位：千円)

科 目	補正前	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 款 県支出金	0	1,000	1,000			
1 項 県補助金	0	1,000	1,000			
1 目 県補助金	0	1,000	1,000	1 県補助金	1,000	静岡県市町村合併推進事業費 補助金 1,000
合 計	35,089	1,000	36,089			

## 3 歳出

(単位：千円)

科 目	補正前	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 款 事業費	31,331	630	31,961			
1 項 事業推進費	31,331	630	31,961			
1 目 協議会運営費	25,605	966	26,571	1 報酬	1,091	小委員会委員報酬 2,439 既決予算額 1,386 差引補正増 1,053 監査委員報酬 57 既決予算額 19 差引補正増 38
				11 需用費	4,344	食糧費 257 既決予算額 150 差引補正増 107 文具消耗器材費 300 既決予算額 200 差引補正増 100 印刷費 7,437 既決予算額 3,300 差引補正増 4,137
				12 役務費	187	郵便料追加 60 チラシ折込手数料追加 31 駐車場整理手数料追加 20 手話通訳手数料追加 50 託児手数料追加 26
				13 委託料	5,901	新市計画策定委託料 12,495 既決予算額 15,000 差引補正増 2,505 住民意識調査委託料皆減 3,500 会議録作成委託料 704 既決予算額 600 差引補正増 104
				14 使用料及び賃借料	1,245	会場借上料 2,345 既決予算額 1,100 差引補正増 1,245
	5,726	336	5,390	11 需用費	644	印刷費 2,564 既決予算額 3,208 差引補正増 644
				12 役務費	308	郵便料 580 既決予算額 200 差引補正増 380 インターネット接続料皆減 72
2 款 総務費	3,458	370	3,828			
1 項 総務管理費	3,458	370	3,828			
1 目 事務局費	3,458	370	3,828	11 需用費	370	文具消耗器材費 670 既決予算額 300 差引補正増 370
合 計	35,089	1,000	36,089			

協議第 2 号

合併の期日について

合併の期日について、協議を求める。

平成 1 5 年 6 月 1 6 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### (1) 住民生活への影響等

- ア 住民生活に及ぼす影響等住民サービスや各種事務事業の執行上、できる限り支障が少ない期日とすること。
- イ 合併時に予定される事務事業や公的行事との関係を考慮すること。

### (2) 選挙の時期

首長や議会議員の選挙時期を考慮すること。

( 1 市 2 町の首長・議員の任期 )

- |                   |                      |
|-------------------|----------------------|
| ・掛川市長：平成17年9月17日  | ・掛川市議会議員：平成19年4月30日  |
| ・大東町長：平成18年6月12日  | ・大東町議会議員：平成17年4月14日  |
| ・大須賀町長：平成16年7月17日 | ・大須賀町議会議員：平成17年1月29日 |

### (3) 事務処理等への影響

合併時の事務処理（決算処理等）や事務の引継ぎの利便性等を総合的に勘案すること。

- ア 合併前の市町村の決算については、出納整理期間がなく即日決算であるため、年度末に合併する場合は、支払い事務や決算事務が集中することとなり事務量が多くなる。また、年度末には、国・県支出金の受け入れが集中するなど、収入・支払いの件数も多く、暫定予算を編成する上で細かな注意を要する。

地方自治法施行令（抄）

（消滅した市町村の決算）

第5条 略

2 前項の場合において、消滅した地方公共団体の収支は、消滅の日を以てこれを打ち切り、当該地方公共団体の長又はその職務を代理し若しくは行う者であった者がこれを決算する。

3・4 略

- イ 新市への移行を円滑に行うためには、電算システムの統合が不可欠となるが、膨大なプログラムの修正には膨大な時間を要するため、次の点に留意すべきである。
  - (ア) 合併の期日を平日とする場合は、統合作業を日常業務と平行して行わざるを得ないため、作業時間が制約され、万一作業に支障が発生した場合には、住民サービスに影響を及ぼす恐れがある。したがって、電算システムの移行を安全かつ確実に実施するため、システム統合の作業は、閉庁日（土・日）や連休を利用して行うことが望ましい。



- (イ) 年度末等は、業務量が多く住民の転入出時期とも重なり電算業務に支障を来す恐れがあるため、回避することが望ましい。

周南市の場合

電算システム統合作業に要する作業工程を考慮し、合併前日が土日（連休）となるよう考慮され、平成15年4月21日（月）が合併期日に決定された。

さいたま市の場合

合併期日（平成13年5月1日）を決定するに当たり、システム統合部会から、次のような意見が出された。

- ・開発期間は、でき得る限り長く（1年半から2年程度）確保する必要がある。
- ・合併の期日を決める際、合併前日が連休となることが必要である。
- ・合併の時期は、出納閉鎖時期、住民異動の多い時期及び課税時期を避けること。

#### (4) 法的な手続

- ア 合併特例法による特例措置、財政支援等を受ける場合は、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。

合併特例法附則（抄）

（合併特例法の失効）

第2条 この法律は、平成17年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた市町村の合併については、同日後もなおその効力を有する。

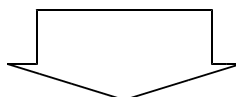
- イ 市町村が合併するためには、各種法令により様々な手続が定められており、相当の日数を要することとなることから、この点を十分に考慮すること。

（合併までの流れ）

合併協議会の設置  
県知事への申請  
県知事の合併決定  
新市施行

合併協定書の調印  
協議・同意（県・国）  
総務大臣へ届出

各市町議会で議決  
県議会で議決  
総務大臣告示



上記留意点を考慮した場合、合併期日は、平成17年1月中旬から3月中旬までのいずれの日とすることが適当であると考えられる。

参考資料

1 合併までに要した期間

市町村名 区分		西 東 京 市	さいたま市	静 岡 市	
		構成市町	田無市・保谷市	浦和市・大宮市・与野市	静岡市・清水市
任意協議会設置		平成10年2月	平成9年12月	住民発議	
合併協議会設置		平成11年10月	平成12年4月	平成10年4月	
合併協定書調印		平成12年8月	平成12年9月	平成14年4月	
市町村議会議決		平成12年8月	平成12年9月	平成14年4月	
合併申請書提出		平成12年8月	平成12年10月	平成14年4月	
県議会議決		平成12年10月	平成12年12月	平成14年7月	
県知事による決定		平成12年10月	平成13年1月	平成14年7月	
総務大臣への届出		平成12年10月	平成13年1月	平成14年7月	
官報告示		平成12年11月	平成13年1月	平成14年9月	
合併期日		平成13年1月21日	平成13年5月1日	平成15年4月1日	
所要 期 間	任意協議会	期間	1年6ヶ月	2年4ヶ月	-
		回数	12回	21回	-
	合併協議会	期間	1年1ヶ月	4ヶ月	3年10ヶ月
		回数	19回	6回	29回
申請・決定手続		3ヶ月	5ヶ月	5ヶ月	
合併までに要した期間		2年11ヶ月	3年4ヶ月	5年	

南アルプス市	宗 像 市	周 南 市	瑞 穂 市
八田・芦安村・白根・若草・櫛形・甲西町	宗像市・玄海町	徳山市・新南陽町・熊毛町・鹿野町	穂積町・巢南町
住民発議	住民発議	平成11年 1 月	平成14年 5 月
平成12年 4 月	平成12年 4 月	平成14年 6 月	平成14年 9 月
平成14年10月	平成14年 5 月	平成14年 8 月	平成14年12月
平成14年10月	平成14年 6 月	平成14年 9 月	平成14年12月
平成14年10月	平成14年 7 月	平成14年10月	平成14年12月
平成14年12月	平成14年10月	平成14年12月	平成15年 3 月
平成14年12月	平成14年10月	平成14年12月	平成15年 3 月
平成14年12月	平成14年10月	平成14年12月	平成15年 3 月
平成15年 2 月	平成14年12月	平成15年 2 月	平成15年 4 月
平成15年 4 月 1 日	平成15年 4 月 1 日	平成15年 4 月21日	平成15年 5 月 1 日
-	-	3 年	4 ヶ月
-	-	19 回	12 回
1年 9 ヶ月	2年 3 ヶ月	2 ヶ月	6 ヶ月
16 回	26 回	7 回	10 回
4 ヶ月	6 ヶ月	5 ヶ月	4 ヶ月
3 年	3 年	4年 3 ヶ月	1 年

## 2 先進事例

### (1) 新設合併（22件）

合併期日	合併市町村		合併関係市町村名
	都道府県	合併市町村名	
平成3年4月1日	岩手県	北上市	北上市、和賀町、江釣子村
平成6年11月1日	茨城県	ひたちなか市	勝田市、那珂湊市
平成7年9月1日	東京都	あきる野市	秋川市、五日市町
平成11年4月1日	兵庫県	篠山市	篠山町、西紀町、丹南町、今田町
平成13年1月21日	東京都	西東京市	田無市、保谷市
平成13年5月1日	埼玉県	さいたま市	浦和市、大宮市、与野市
平成14年4月1日	香川県	さぬき市	津田町、大川町、志度町、寒川町、長尾町
平成14年4月1日	沖縄県	久米島町	仲里村、具志川村
平成15年3月1日	山梨県	南部町	南部町、富沢町
平成15年4月1日	宮城県	加美町	中新田町、小野田町、宮崎町
平成15年4月1日	群馬県	神流町	万場町、中里村
平成15年4月1日	山梨県	南アルプス市	八田村、白根町、芦安村、若草町、櫛形町、甲西町
平成15年4月1日	岐阜県	山県市	高富町、伊自良村、美山町
平成15年4月1日	静岡県	静岡市	静岡市、清水市
平成15年4月1日	広島県	大崎上島町	大崎町、東野町、木江町
平成15年4月1日	香川県	東かがわ市	引田町、白鳥町、大内町
平成15年4月1日	福岡県	宗像市	宗像市、玄海町
平成15年4月1日	熊本県	あさぎり町	上村、免田町、岡原村、須恵村、深田村
平成15年4月21日	山口県	周南市	徳山市、新南陽市、熊毛町、鹿野町
平成15年5月1日	岐阜県	瑞穂市	穂積町、巣南町
平成15年12月1日	三重県	いなべ市	北勢町、員弁町、大安町、藤原町
平成16年3月1日	長崎県	対馬市	厳原町、美津島町、豊玉町、峰町、上県町、上対馬町

（注）平成15年5月1日現在、総務省が公表している市町村（予定を含む。）を掲載した。

## (2) 編入合併（15件）

合併期日	合併市町村		合併関係市町村名
	都道府県	合併市町村名	
平成3年5月1日	静岡県	浜松市	浜松市、可美村
平成4年3月3日	茨城県	水戸市	水戸市、常澄村
平成4年4月1日	岩手県	盛岡市	盛岡市、都南村
平成5年7月1日	長野県	飯田市	飯田市、上郷町
平成7年9月1日	茨城県	鹿嶋市	鹿嶋町、大野村
平成13年1月1日	新潟県	新潟市	新潟市、黒埼町
平成13年4月1日	茨城県	潮来市	潮来町、牛堀町
平成13年11月15日	岩手県	大船渡市	大船渡市、三陸町
平成14年11月1日	茨城県	つくば市	つくば市、荃崎町
平成15年2月3日	広島県	福山市	福山市、内海町、新市町
平成15年3月1日	広島県	廿日市市	廿日市市、佐伯町、吉和村
平成15年4月1日	広島県	呉市	呉市、下蒲刈町
平成15年4月1日	愛媛県	新居浜市	新居浜市、別子山村
平成15年6月6日	千葉県	野田市	野田市、関宿町
平成15年7月7日	新潟県	新発田市	新発田市、豊浦町

## (3) 先進事例における合併期日の月別集計

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
新設合併	1	0	2	14	2	0	0	0	1	0	1	1
編入合併	1	1	2	4	1	1	2	0	1	0	2	0
合計	2	1	4	18	3	1	2	0	2	0	3	1



協議第3号

新市の事務所の位置について

新市の事務所の位置について、協議を求める。

平成15年6月16日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 事務所(庁舎)の位置

事務所の位置に関しては、主に次の点に留意すること。

- (1) 新設合併の場合は、合併前の市町の法人格が消滅するため、新市の事務所の位置を条例で定める必要がある。
- (2) 住民の利用に最も便利であるように、交通事情、他の官公署との距離関係などについて、考慮する必要がある。

地方自治法（抄）  
（事務所の設置又は変更）  
第4条 地方公共団体は、その事務所の位置を定め又はこれを変更しようとするときは、条例でこれを定めなければならない。  
2 前項の事務所の位置を定め又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように、交通の事情、他の官公署との関係等について適当な考慮を払わなければならない。

（注）事務所の位置は、条例で番地まで規定すべきこととされている。（行政実例）

### 2 旧庁舎の活用方法

#### (1) 庁舎機能の分類

項目	本庁方式	分庁方式	総合支所方式
概要	現在ある1市2町の庁舎の組織機構を1箇所に集中させる方式である。他の庁舎は、窓口的な機能を持たせた支所・出張所とする。	現在ある1市2町の庁舎を「分庁」として、行政機能を各部門ごとに振り分ける方式である。 (例) 市...総務・企画部門 町...住民・福祉部門 町...都市・建設部門 町...教育・農商部門	企画課、総務課等の管理部門や行政委員会、議会等の事務局部門を除き、現在の1市2町の庁舎にそのまま行政機能を残す方式である。
長所	庁舎機能の集約により事務の効率化が図られ、新市誕生の印象を与える。	既存施設の利用により、建設費用は改装費程度と少なく済む。	住民や職員にとって、最も現状に近く、サービスを容易に提供できる。
短所	新庁舎の建設又は本庁舎とする施設の増築等が必要となり、一定の費用が必要となる。	各部門で窓口が拡散するため、住民にとっては不便になるとともに、行政効率も低下する。	人件費等の削減効果が少なく合併による事務効率化が達成されない。新市の一体感にも欠ける。



## (2) 支所と出張所

区 分	支 所	出 張 所
担 当 事 務	主として管理部門を除く市の事務全般にわたって事務をつかさどる事務所とされている。	市役所の窓口の延長と考えられ、住民の便宜のために市役所まで出向かなくてもすむ程度の事務を処理する。
所 管 区 域	原則として、旧市町の区域など、市内の特定区域に限られる。	各種申請書の受付、証明書の交付など窓口延長的な性格上、全域を対象とする場合が多い。
組 織	相当の職員が常時勤務することが要件とされている。	課、係を設ける必要はないとされている。

地方自治法（抄）  
 （支庁・地方事務所等の設置及び区）  
 第155条 普通地方公共団体の長は、その権限に属する事務を分掌させるため、条例で、必要な地に（途中略）、市町村にあっては支所又は出張所を設けることができる。  
 2 （途中略）支所若しくは出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。

## 3 本庁舎の建設の有無

新たに庁舎を建設する場合は、建設の時期、建設費、財源等について検討する必要がある。

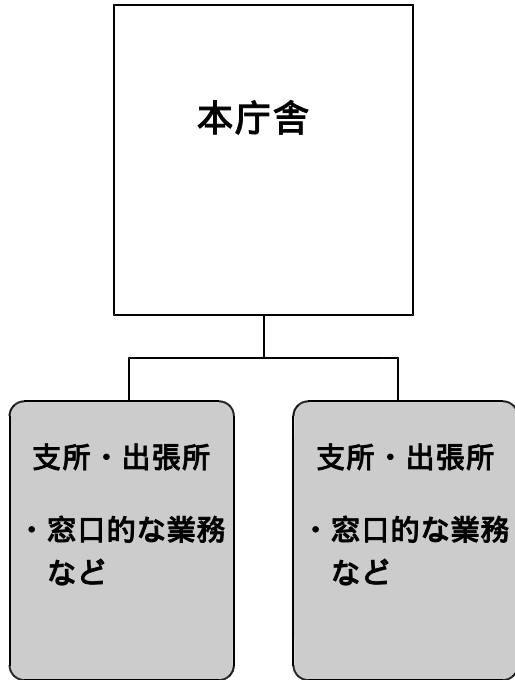
### 選択肢

上記留意点を考慮した場合、新市の事務所の位置については、次の選択肢が考えられる。

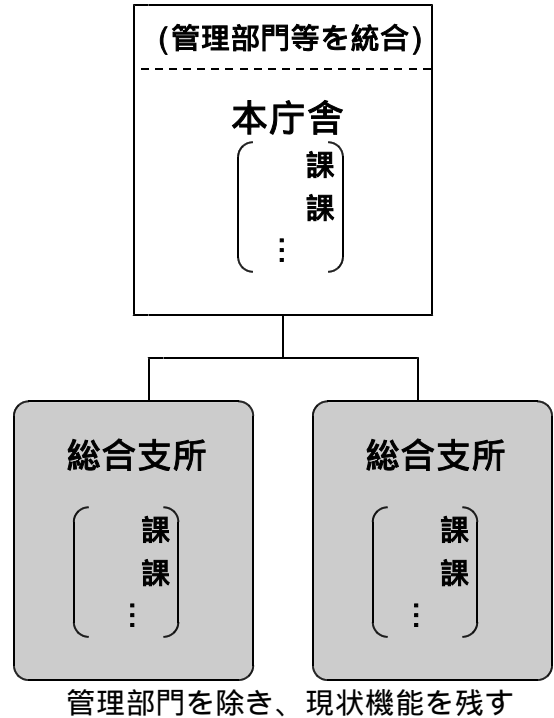
方 式	概 要	協 議 事 項	
旧庁舎のいずれかを新市の事務所の位置とする	本庁方式	1市2町いずれかの庁舎を本庁とし、組織機構を1カ所に集約する。他の庁舎は、支所・出張所とする。 （注）本庁とする庁舎の収容能力や立地状況によっては、同一敷地内における増改築又は組織機構の一部を有する分館の建設が必要となる。	・ 庁舎の位置 ・ 旧庁舎の活用方法
	総合支所方式	管理部門及び事務局部門を除いて旧庁舎にそのまま行政機能を残し、1市2町いずれかの庁舎に管理部門及び事務局部門を付加する。	・ 庁舎の位置
新たな場所を新市の事務所の位置とする	新庁舎を建設し、組織機構を1カ所に集約する。旧庁舎は、支所・出張所とする。	・ 庁舎の位置及び建築時期 ・ 旧庁舎の活用方法	

## 旧庁舎のいずれかを新市の事務所の位置とする場合

### (1) 本庁方式

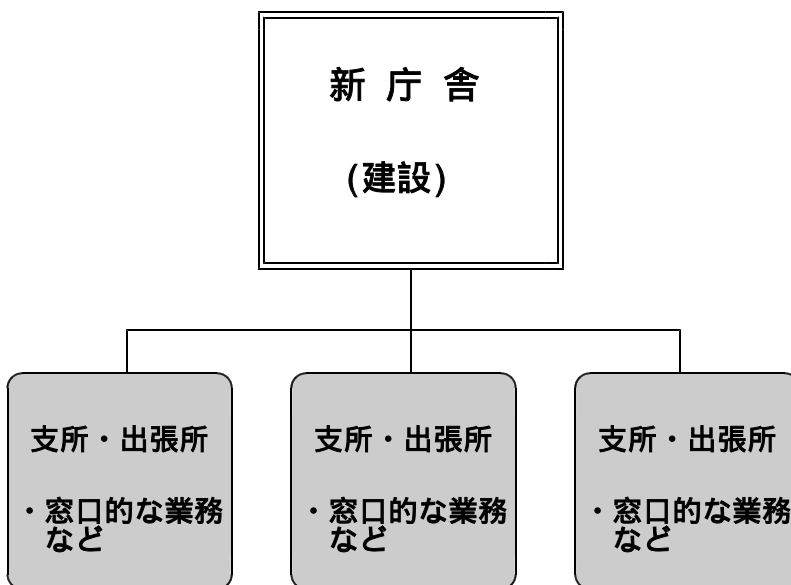


### (2) 総合支所方式



## 新たな場所を新市の事務所の位置とする場合

### 本庁方式



(注) 、及び の丸数字は、1市2町の現庁舎を示す。

参考資料

1 現況

(1) 本庁舎の概況

区 分		掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町	
所 在		掛川市長谷701-1	大東町三俣620	大須賀町西大淵100	
敷 地 面 積		38,000㎡	23,901㎡	8,736㎡	
庁舎	本館	完成	平成8年3月	昭和63年9月	昭和42年12月
		構造	SRC地上6階地下1階	RC地上6階地下1階	RC地上3階
		床面積	16,136㎡	5,258㎡	1,260㎡
		執務室	2,884㎡	1,251㎡	580㎡
		会議室	(7室) 691㎡	(8室) 385㎡	(3室) 140㎡
		議場	254㎡	222㎡	140㎡
		その他	12,307㎡	3,400㎡	400㎡
		職員数	337人	122人	63人
		耐震性	有り	有り	無し
		別館	名称	-	東館
	完成		-	昭和42年(昭和54年増築)	昭和51年3月
	構造		-	RC(一部SB)地上3階	RC地上2階
	床面積		-	1,558㎡	931㎡
	執務室		-	0㎡	104㎡
	会議室		-	(6室) 424㎡	(1室) 30㎡
	その他		-	1,134㎡	797㎡
	職員数		-	0人	20人
	耐震性		-	無し	無し
	別館		名称	-	-
		完成	-	-	昭和57年(平成12年改築)
		構造	-	-	RC地上2階
		床面積	-	-	697㎡
		執務室	-	-	123㎡
		会議室	-	-	(3室) 300㎡
		その他	-	-	274㎡
		職員数	-	-	6人
		耐震性	-	-	有り
合計床面積		16,136㎡	6,816㎡	2,888㎡	
駐 車 場	職員用	259台	158台	115台	
	一般用	167台	80台	58台	
出 張 所	箇所数	1箇所	-	-	
	合計床面積	65㎡	-	-	
	合計職員数	(非常勤) 2人	-	-	

## (2) 主な交通手段

交通手段の区分	掛川市	大東町	大須賀町
J R 掛川 駅	約 1.5 km	約 15.0 km	約 16.5 km
東 名 掛 川	約 2.5 km	約 14.0 km	約 15.4 km

## (3) 主な官公署までの距離

官公署の名称	掛川市	大東町	大須賀町
掛川税務署	約 2.5 km	約 15.0 km	約 16.5 km
法務局	(掛川支局) 約 2.5 km	(小笠出張所) 約 5.0 km	(袋井支局) 約 12.3 km
郵便局	(掛川) 約 1.5 km	(遠江大東) 約 0.1 km	(大須賀) 約 0.9 km
掛川公共職業安定所	約 3.0 km	約 15.0 km	約 17.5 km
掛川警察署	約 2.3 km	約 16.0 km	約 17.2 km
袋井土木事務所	(掛川支所) 約 3.0 km	(大東支所) 約 2.0 km	約 11.0 km
消防署	(消防本部) 約 2.0 km	(南分署) 約 3.0 km	(南分署) 約 4.0 km
	(西分署) 約 3.1 km	-	-

## (4) 主な公共施設までの距離

公共施設の名称	掛川市	大東町	大須賀町
掛川市立病院	約 2.5 km	約 14.0 km	約 15.4 km
文化施設	(学習センター) 約 2.1 km	(シオーネ) 約 3.5 km	(中央公民館) 約 0.1 km
	(美感ホール) 約 1.2 km	-	-

## (5) 各庁舎間の距離

	掛川市	大東町	大須賀町
掛川市		約 16.6 km	約 18.8 km
大東町	約 16.6 km		約 6.9 km
大須賀町	約 18.8 km	約 6.9 km	

## (6) 各庁舎間の移動時間

	掛川市	大東町	大須賀町
掛川市		約 25分	約 30分
大東町	約 25分		約 10分
大須賀町	約 30分	約 10分	

(注) 各庁舎間の距離及び移動時間については、次の経路を採用した。

- ・掛川市・大東町間 掛川大東線
- ・掛川市・大須賀町間 掛川大東線及び掛川大東大須賀線
- ・大東町・大須賀町間 相良大須賀線

\*\*\*\*\*

( 1 市 2 町 圏 域 図 )

\*\*\*\*\*



## 2 先進事例

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		事務所の位置の取扱い
岩手県	北上市	合併年月日	平成3年4月1日	(本庁方式)  新事務所は旧北上市役所とする(将来的には移転予定)。旧役場は支所とし、旧出張所は従来どおり出張所として存続。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	3町1村	
		人口	82,902人	
茨城県	ひたちなか市	合併年月日	平成6年11月1日	(本庁方式)  新市の事務所は、現在の勝田市役所の位置とする。 (旧那珂湊市役所は支所とする。出先機関は現行のまま存続する。)
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	142,402人	
東京都	あきる野市	合併年月日	平成7年9月1日	(分庁方式)  新市の事務所の位置は、秋川市二宮350番地(旧秋川市役所)とする。 (旧五日市町役場は分庁舎とする。)
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	1市1町	
		人口	71,940人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	(分庁方式)  新市の事務所の位置は、田無市とし、現在の田無市役所を田無庁舎、現在の保谷市役所を保谷庁舎と呼称する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	176,959人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	(総合支所方式)  当分の間、現在の浦和市役所とする。また、大宮市及び与野市の庁舎については、現庁舎の活用方法について検討する。・以下略・ (旧市役所に総合行政センターを設置)
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	3市	
		人口	1,008,902人	
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	(総合支所方式)  新市の事務所は、東静岡地区に立地する。ただし、新庁舎が完成するまでの間の取扱いについては、合併時までに協議して定める。現在の庁舎については、合併後、それぞれ総合支所として、市民サービスの向上を図る。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		人口	706,513人	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	(総合支所方式)  合併時の新市の事務所の位置は、徳山市役所とする。 (本庁のほか旧市町に総合支所を設置)
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市2町	
		人口	158,606人	





議案第 6 号

新市の名称の公募及び選定基準について

新市の名称の公募及び選定基準について裏面のとおりに提案するので、承認を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 新市名称公募要領

### 1 応募資格

新市の名称にふさわしい優れた名称の候補案をできる限り幅広く収集できるよう、1市2町(掛川市・大東町・大須賀町)の在住者・勤務者をはじめ、だれでも応募できるものとする。

### 2 応募方法

- (1) 応募はがき(料金後納)
- (2) 官製はがき
- (3) 封書
- (4) ファックス
- (5) インターネット・Eメール

応募はがきは、募集チラシとして協議会だより第3号に折り込み、1市2町の全世帯に配布するとともに、1市2町及び公共施設の窓口等に備え付ける。

### 3 記載内容

- (1) 新市の名称(漢字の場合はふりがなを明記)
- (2) 新市の名称の理由
- (3) 郵便番号・住所・氏名(ふりがな)・年齢・性別・電話番号

### 4 応募制限

- (1) 応募は、1人1名称1作品に限り有効とする。  
なお、複数応募の場合は、すべて無効とする。
- (2) 漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称とする。

### 5 公募期間

- (1) 平成15年8月15日(金)～9月16日(火)
- (2) 郵送による応募の場合は、9月16日の消印まで有効とする。

### 6 応募作品の取り扱い

応募された作品に関する一切の権利は、当協議会に帰属する。

## 7 賞品の取扱い

合併協議会において、新市の名称が決定された後、新市の名称として採用された名称を応募した者等の中から受賞者を選考する。

### (1) 名付け親大賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から抽選により1名を決定し、10万円相当の旅行券を授与

### (2) 名付け親賞

新市の名称として選ばれた作品の応募者の中から、名付け親大賞に決定された者を除き、抽選により5名を決定し、1万円相当の図書券を授与

### (3) 参加賞

名付け親大賞及び名付け親賞に決定された者を除いたすべての応募者の中から抽選により50名を決定し、2千円相当の図書券を授与

## 8 発表

新市の名称が決定された後、名称選考の経過及び結果を協議会だより、ホームページ及び1市2町広報紙に掲載する。また、応募された作品の中から新市の名称が決定した場合は、賞品当選者に別途通知する。

## 9 名称募集の周知方法

- (1) 新市名称募集チラシ兼応募はがきの作成・配布
- (2) 協議会だより
- (3) 合併協議会ホームページ
- (4) 1市2町広報紙
- (5) マスメディアへの情報提供
- (6) 新聞広告への掲載など

## 新市名称候補選定基準

### 1 選定基準

新市の名称候補は、次の第1次選定基準の全てに該当し、かつ第2次選定基準のいずれか1つ以上に該当するもののうちから選定する。

#### (1) 第1次選定基準

漢字、ひらがな、カタカナ及びこれらの組み合わせにより表記された読み書きが容易な名称であること。

全国の市と同じ表記でないこと。

#### (2) 第2次選定基準

地域の歴史、文化にちなんだ名称

地域を地理的にイメージできる名称

地域の特徴を表す名称

地域を対外的にアピールできる名称

地域の知名度の向上が期待できる名称

新市の将来をイメージした名称

その他新市にふさわしい名称

地域とは、1市2町（掛川市・大東町・大須賀町）の区域をいう。

### 2 選定方法

新市名称の候補は、小委員会において5点程度選定し、合併協議会に報告するものとする。

### 3 選定に当たっての留意事項

(1) 小委員会は、新市名称に関する調査・審議の結果として、候補となる5点程度を選定し、合併協議会に報告するものであり、最終的な決定は合併協議会が行うものであること。

(2) 公募結果については、小委員会における審議の参考として取り扱い、単に応募数の多寡により新市名称候補を選定するものではないこと。

(3) 公募作品については、他に適当な候補がない場合に限り、原案の趣旨を損なわない範囲で補作を行った上、選考することができる。

協議第 4 号

財産の取扱いについて

財産の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 協議の根拠

地方自治法第7条第4項では、市町村の廃置分合をする場合において、財産の処分を必要とするときには、「関係市町村が協議してこれを定める。」と定められている。

協議会においては、合併した場合に1市2町が保有する財産をどのように取扱うかについて協議することとなる。

#### 地方自治法（抄）

（市町村の廃置分合及び境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

2・3 略

4 第1項（途中略）の場合において財産処分を必要とするときは、関係市町村が協議してこれを定める。

5 第1項（途中略）及び前項の申請又は協議については、関係のある普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

6・7 略

### 2 財産とは

地方自治法第237条第1項では、地方公共団体が所有する財産とは、「公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。」と定められている。

#### 地方自治法（抄）

（財産の管理及び処分）

第237条 この法律において「財産」とは、公有財産、物品及び債権並びに基金をいう。

2・3 略

### 3 財産の総括

(平成13年度末現在)

項目	掛川市	大東町	大須賀町
1 公有財産			
(1) 土地	6,768,124 m <sup>2</sup>	3,266,650 m <sup>2</sup>	1,864,026 m <sup>2</sup>
ア 行政財産	5,890,270 m <sup>2</sup>	3,149,532 m <sup>2</sup>	1,666,124 m <sup>2</sup>
イ 普通財産	877,854 m <sup>2</sup>	117,118 m <sup>2</sup>	197,902 m <sup>2</sup>
(2) 建物	221,056 m <sup>2</sup>	84,686 m <sup>2</sup>	34,999 m <sup>2</sup>
ア 行政財産	218,114 m <sup>2</sup>	83,823 m <sup>2</sup>	34,999 m <sup>2</sup>
イ 普通財産	2,942 m <sup>2</sup>	863 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
(3) 山林	849,436 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>	0 m <sup>2</sup>
(4) 動産	該当なし	該当なし	該当なし
(5) 物権	該当なし	該当なし	該当なし
(6) 無体財産権	該当なし	該当なし	該当なし
(7) 有価証券	417,090 千円	51,090 千円	1,970 千円
(8) 出資による権利	3,529,034 千円	1,032,936 千円	522,281 千円
2 物品	公用車 75台 他	公用車 55台 他	公用車 41台 他
3 債権	144,307 千円	35,810 千円	2,202 千円
4 基金	6,933,554 千円	2,942,848 千円	1,964,098 千円

(注) 基金については、平成14年度末見込みの数値

#### 調整方針

1市2町の所有する財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。

## 財産の内訳

(平成13年度末現在)

### 1 公有財産

(1) 土地 (単位：㎡)

区 分		掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町	
行政財産	公用財産	本庁舎	220	10,088	3,754
		消防施設	9,317	6,551	3,262
		その他の公用財産	59,165	0	324
	公共用財産	学校	519,615	179,503	77,099
		公営住宅	81,544	19,027	5,676
		公園	323,881	20,354	1,661
		その他	4,896,528	2,914,009	1,574,348
小 計		5,890,270	3,149,532	1,666,124	
普通財産	宅地	90,947	31,418	13,504	
	駐車場	8,136	0	2,622	
	その他	778,771	85,700	181,776	
	小 計	877,854	117,118	197,902	
合 計		6,768,124	3,266,650	1,864,026	

掛川市本庁舎の現有面積38,000㎡については未取得となっている。

(2) 建物 (単位：㎡)

区 分		掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町	
行政財産	公用財産	本庁舎	16,136	6,816	2,370
		消防施設	2,693	594	328
		その他	2,359	0	228
	公共用財産	学校	104,792	36,240	18,556
		公営住宅	37,000	6,422	1,500
		その他	55,134	33,751	12,071
	小 計		218,114	83,823	34,999
普通財産		2,942	863	0	
合 計		221,056	84,686	34,999	

(3) 山林 (単位：㎡)

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
山林の面積	849,436	0	0



(4) 動 産 該当なし

(5) 物 権 該当なし

(6) 無体財産権 該当なし

(7) 有価証券

(単位：円)

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
(株)東遠青果流通センター株券	92,220,000	2,240,000	1,720,000
(株)東遠水産物流通センター株券	5,120,000	0	0
天竜浜名湖鉄道(株)株券	47,900,000	0	0
(株)これっしか処株券	19,850,000	0	0
牧之原総合開発(株)株券	1,000,000	250,000	250,000
小笠山麓開発(株)株券	200,000,000	0	0
(株)オレゴン生涯学習村株券	10,000,000	0	0
(株)緑茶人間科学研究所株券	26,000,000	0	0
(株)森の都ならここ株券	15,000,000	0	0
(株)大東マリーナ株券		48,600,000	0
合 計	417,090,000	51,090,000	1,970,000

(8) 出資による権利

(単位：円)

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
県家畜育成公社出資金	25,000	20,000	15,000
県林業会議所出資金	600,000	200,000	100,000
県家畜畜産物衛生指導協会出資金	140,000	100,000	826,000
県信用保証協会出資金	7,775,000	1,979,000	1,774,000
県勤労者信用基金協会出資金	4,910,000	447,000	631,000
県文化財団基金出資金	2,140,000	0	0
県農業信用基金協会出資金	2,140,000	900,000	710,000
県総合研究機構出資金	690,000	0	0
県緑化推進協会基金出資金	474,000	132,000	82,000
掛川市森林組合出資金	10,000,000	0	0
県暴力追放運動推進センター出資金	1,980,000	550,000	330,000
(財)しずおか健康長寿財団出資金	690,000	190,000	120,000
県腎臓バンク出資金	740,000	210,000	120,000
県茶文化振興協会基本財産出資金	1,410,000	430,000	290,000
県山林協会森林整備担い手基金出資金	8,562,000	0	0
(財)掛川市生涯学習事業団出資金	55,300,000	0	0

(財)小笠掛川勤労者福祉サービスセンター 基本財産出捐金	38,643,000	12,528,000	8,983,000
良質市街地公社出捐金	51,000,000	0	0
(財)掛川市開発公社出捐金(基本財産分)	1,500,000	0	0
県障害者スポーツ協会出捐金	532,000	145,000	82,000
大井川広域水道企業団出資金	3,339,783,000	900,365,000	505,819,000
小笠郡土地開発公社出資金	0	2,000,000	1,300,000
静岡県グリーンバンク出捐金	0	0	30,000
森林を守り育てる人づくり基金出資金	0	1,614,000	1,069,000
死亡獣畜処理基盤強化基金	0	1,126,000	0
大東町振興公社設立基金	0	100,000,000	0
大東町振興公社運用財産出捐金	0	10,000,000	0
合 計	3,529,034,000	1,032,936,000	522,281,000

## 2 物品(車両のみ掲載)

(単位:台)

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
乗用車	11	8	10
特殊車	11	9	5
乗合車	1	2	3
貨物車	3	19	9
貨客車	16	11	10
消防車	27	6	4
救急車	3	0	0
ダンプ	1	0	0
パワーシャベル	1	0	0
バケットコンパクター	1	0	0
合 計	75	55	41

## 3 債権

(単位:円)

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
住宅資金貸付金	133,757,210	32,556,000	0
国民健康保険診療報酬支払資金貸付金	10,550,000	3,254,000	2,202,000
合 計	144,307,210	35,810,000	2,202,000

## 4 基金（平成14年度末見込み）

（単位：千円）

区 分		掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
普通 会計	財政調整基金	348,957	1,266,074	964,049
	減債基金	603,093	17,884	71,765
	庁舎建設基金	2,255,276	0	373,758
	国際交流基金	23,781	0	0
	土地区画整理基金	23,582	0	0
	中心市街地活性化基金	38,196	0	0
	町営住宅建設整備基金	0	351,637	0
	地域福祉基金	384,824	235,720	186,875
	社会福祉基金	0	0	10,682
	ふるさと・水と土基金	10,772	10,603	10,707
	観光施設整備基金	8,125	0	0
	林業振興基金	101,623	0	0
	健康ふれあい館基金	0	91,851	0
	社会教育振興基金	4,500	0	0
	図書館・資料館建設整備基金	0	170,000	0
	歴史資料館建設基金	0	0	100,354
	中学校建設基金	0	0	191,018
	生涯学習公園化基金	161,679	0	0
	公共施設整備基金	1,278,969	0	0
	公共用施設維持基金	0	72,413	0
	水道事業基金	0	48,236	0
	ふるさと創生基金	0	73,105	0
	災害救助対策基金	0	72,985	0
	高瀬瓦礫処理場跡地整備基金	0	20,002	0
土地開発基金	1,255,078	401,286	7,309	
用度調達基金	1,300	0	0	
小 計	6,499,755	2,831,796	1,916,517	
特別 会計	簡易水道事業財政調整基金	16,038	0	0
	国民健康保険給付等支払準備基金	185,935	38,275	29,056
	国民健康保険高額医療費資金貸付金	0	5,643	1,850
	介護保険保険給付支払準備基金	231,826	67,134	16,675
	小 計	433,799	111,052	47,581
合 計	6,933,554	2,942,848	1,964,098	

## 用語解説

用語	解説
公有財産	地方公共団体が所有する不動産、特定の動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利などをいう。
行政財産	地方公共団体において公用又は公共用に供し、又は供することと決定した財産をいう。庁舎などの自らの事務事業のために直接使用する「公用財産」と道路、公園、学校のように住民の利益のため共同利用させる「公共用財産」に分けられる。
普通財産	行政財産以外は一切の公有財産をいう。
動産	船舶、浮標、浮棧橋等をいう。
物権	地上権、地役権、鉱業権その他これに準ずる権利をいう。
無体財産権	特許権、著作権、商標権等その他これに準ずる権利をいう。
有価証券	株券、社債券及び地方債証券並びに国債証券その他これらに準ずるものをいう。
出資による権利	特定の法人又は組合に対して、その資本金、基金等の一部として金銭その他の財産を提供することをいい、社団法人への出資、財団法人への出捐金を含む。
物品	地方公共団体が所有する動産で、現金（現金に代えて納付される証券を含む。）公有財産に属するもの及び基金に属するもの以外のものをいう。
債権	金銭の給付を目的とする地方公共団体の権利をいう。
基金	ある目的のために準備しておくための資金をいう。

参考資料

1 公の施設の設置状況について（公有財産の主なもの）

平成13年度公共施設状況調査より

項 目	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
・ 児童福祉施設 保 育 所（市町村立保育所箇所数） （市町村立保育所定員） （市町村立以外保育所箇所数） （市町村立以外保育所定員）	3 箇所 250 人 7 箇所 645 人	0 0 3 箇所 270 人	1 箇所 120 人 0 0
・ 老人福祉施設 養護老人ホーム（市町村立箇所数） （市町村立定員） （一部事務組合箇所数） （一部事務組合定員） 老人福祉センター（箇所数） （定員）	1 箇所 50 人 0 0 1 箇所 130 人	0 0 0.2 箇所 10 人 1 箇所 100 人	0 0 0.1 箇所 6 人 1 箇所 110 人
・ 幼稚園の状況（市町村立幼稚園箇所数） （市町村立幼稚園定員） （その他幼稚園箇所数） （その他幼稚園定員）	12 園 1,380 人 4 園 890 人	6 園 915 人 0 0	3 園 510 人 0 0
・ 小学校の状況（市町村立学校数） （市町村立学校校舎面積） （屋内運動場保有面積） （プール設置校数）	16 校 50,252 m <sup>2</sup> 13,017 m <sup>2</sup> 16 校	5 校 17,350 m <sup>2</sup> 4,255 m <sup>2</sup> 5 校	2 校 7,453 m <sup>2</sup> 1,436 m <sup>2</sup> 2 校
・ 中学校の状況（市町村立学校数） （市町村立学校校舎面積） （屋内運動場保有面積） （プール設置校数）	6 校 29,462 m <sup>2</sup> 6,953 m <sup>2</sup> 6 校	2 校 10,633 m <sup>2</sup> 3,253 m <sup>2</sup> 2 校	1 校 3,824 m <sup>2</sup> 1,255 m <sup>2</sup> 1 校
・ その他の施設の状況 本庁舎の状況（面積） 支所・出張所（箇所数） 児童館（箇所数） （面積） 公会堂・市町民会館（箇所数） （面積） 公民館（箇所数） （面積） 図書館（箇所数） （面積） 博物館（箇所数） （面積） 体育館（箇所数） （面積） 陸上競技場（箇所数） （面積） 野球場（箇所数） （面積） プール（箇所数） （面積）	16,136 m <sup>2</sup> 1 箇所 0 0 3 箇所 7,894 m <sup>2</sup> 0 0 1 箇所 4,672 m <sup>2</sup> 1 箇所 989 m <sup>2</sup> 1 箇所 1,102 m <sup>2</sup> 0 0 1 箇所 18,500 m <sup>2</sup> 3 箇所 2,451 m <sup>2</sup>	7,156 m <sup>2</sup> 0 1 箇所 450 m <sup>2</sup> 1 箇所 5,168 m <sup>2</sup> 4 箇所 1,931 m <sup>2</sup> 0 0 0 2 箇所 4,873 m <sup>2</sup> 1 箇所 13,839 m <sup>2</sup> 2 箇所 34,658 m <sup>2</sup> 3 箇所 1,794 m <sup>2</sup>	1,795 m <sup>2</sup> 0 1 箇所 286 m <sup>2</sup> 0 0 1 箇所 3,062 m <sup>2</sup> 1 箇所 1,119 m <sup>2</sup> 0 0 1 箇所 1,378 m <sup>2</sup> 0 0 1 箇所 20,294 m <sup>2</sup> 1 箇所 325 m <sup>2</sup>

## 2 1市2町の保有する基金の種類と目的について

### 【1市2町共通の目的の基金】

種 類	目 的
財政調整積立金	市（町）財政の健全な運営に資するため
土地開発基金	公用もしくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るため
国民健康保険保険給付等支払準備基金	国民健康保険の支払いに要する費用について天災、その他特別の事情によりその支払に不足が生じた場合の資金に充てるため
減債基金	市（町）債の償還に必要な財源を確保し、もって将来にわたる市（町）財政の健全な運営に資するため
地域福祉基金	高齢者保健福祉等における民間活動の活発化を図り、地域ぐるみの福祉の向上に資するため
ふるさと・水と土保全対策基金	土地改良施設等の地域資源の利活用を通して、農村地域の活性化を図る地域住民活動を支援するため
介護保険保険給付支払準備基金	介護保険の給付に要する費用について、その支払いに不足が生じた場合の資金に充てるため

### 【掛川市】

種 類	目 的
庁舎建設基金	市庁舎建設費に充てるため
観光施設整備基金	観光施設整備事業として観光施設を整備するため
土地区画整理基金	土地区画整理法に規定する土地区画整理組合の行う土地区画整理事業の円滑な執行を図るため
社会教育振興基金	社会教育の振興を図るため
用度調達基金	用品の集中購買を実施することにより、用品の取得及び管理に関する事務を円滑かつ効率的に行うため
簡易水道事業財政調整基金	簡易水道事業財政の健全な運営に資するため
生涯学習公園化基金	全市生涯学習公園化計画を効果的に推進するため
国際交流基金	国際人材交流及び国際的事業を推進するため
林業振興資金	地域林業の振興及び森林の整備を図るため
公共施設整備基金	健康・福祉・教育及び環境施設の整備を図るため
中心市街地活性化基金	中心市街地活性化に資する事業を推進するため

【大東町】

種 類	目 的
ふるさと創生基金	ふるさと創りに必要とする経費に充てるため
災害救助対策基金	災害弔慰金の支給等に関する条例の規定を適用するにあたり、円滑な運用を図るため
公共用施設維持基金	発電用施設周辺地域整備法の規定に基づく交付金により整備された公共用施設の修繕等に充てるため
高瀬瓦礫処理場跡地整備基金	高瀬瓦礫処理場跡地の整備のため
町営住宅建設整備基金	町営住宅又は入居者の共同の利便となる施設の建設、修繕又は改良に要する財源に充てるため
水道事業基金	水道事業の円滑な執行を図るため
健康ふれあい館基金	大東健康ふれあい館の維持管理に要する経費に充てるため
図書館・資料館建設整備基金	図書館・資料館の建設に要する財源に充てるため
国民健康保険高額医療費貸付基金	資金の貸付に関する事務を円滑に実施するため

【大須賀町】

種 類	目 的
社会福祉基金	社会福祉事業に資するため
役場庁舎建設基金	庁舎建設の財源に充てるため
歴史資料館建設基金	大須賀町歴史資料館の財源に充てるため
中学校建設基金	大須賀中学校建設の財源に充てるため
国民健康保険高額医療費資金貸付基金	資金の貸付に関する事務を円滑に実施するため

### 3 財産区について

財産区は、市町村の一部で財産又は公の施設の管理及び処分を行うことを認められた特別地方公共団体であり、市町村制施行当時から引き続いて存在するものと、市町村合併等の時に設置されるものがある。

市町村の廃置分合の結果、財産区の区域が2つ以上の市町村の区域にわたることとなった場合を除き、従来から存続する財産区は、合併に際してなんら変更はなく、そのまま存続することとなる。

【財産区の状況】 (平成13年度末現在)

区 分		掛川市	大東町	大須賀町
財産区数		7	1	0
保有する 財産	土 地 (㎡)	4,199,841	922,671	0
	基 金 (千円)	231,847	30,728	0
	有価証券 (株)	21,404	0	0

掛川市 = (倉真財産区、板沢財産区、上内田4区財産区、東山財産区、桜木財産区、上西郷財産区、南郷財産区)

大東町 = (佐束財産区)

### 4 地方債について

地方債とは、地方公共団体が必要な財源を調達するために負う債務で、その履行が一会計年度をこえて行われるものであり、証書借入れ又は証券発行の形式をとるものをいう。

地方自治法上は、財産として位置づけがされていないが、負の財産という意味合いでは、そのまま新市に引き継ぐこととなる。

【地方債残高】 (平成14年度末見込み)

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町
一般会計 (千円)	31,626,803	8,586,611	6,609,394
特別会計 (千円)	8,423,096	3,252,291	1,396,102
企業会計(水道・病院) (千円)	7,663,946	1,306,200	979,462
合 計 (千円)	47,713,845	13,145,102	8,984,958



## 5 先進事例について

都道府県	市町村	合併市町村の概要		調整方針
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	2市2町の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。
		合併方式	新設	
		市町村数	2市2町	
		人口	約158千人	
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	両市の所有する財産及び公の施設は、すべて新市に引き継ぐものとする。
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	約707千人	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	5町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。
		合併方式	新設	
		市町村数	5町	
		人口	約58千人	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	3市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
		合併方式	新設	
		市町村数	3市	
		人口	約1,025千人	
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	2市の所有する財産は、すべて新市に引き継ぐものとする。
		合併方式	新設	
		市町村数	2市	
		人口	約181千人	
兵庫県	篠山市	合併年月日	平成11年4月1日	4町の所有する財産、公の施設及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 畑財産区有財産は、畑財産区有財産として新市に引き継ぐものとする。
		合併方式	新設	
		市町村数	4町	
		人口	約47千人	



協議第 5 号

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて

議会の議員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 新市の議会の議員の定数

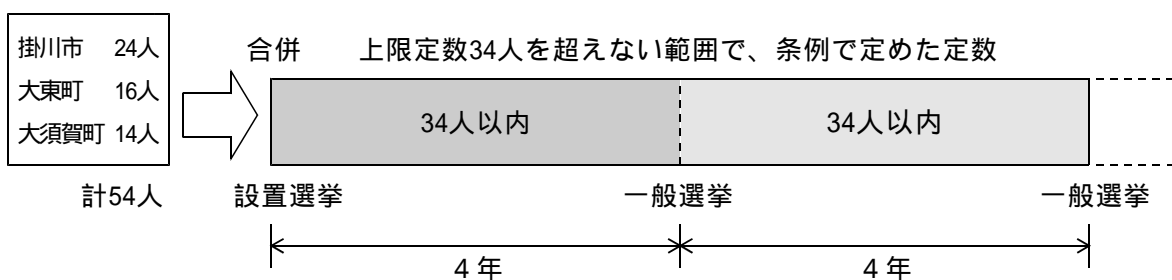
新市の議会の議員の定数に関しては、地方自治法第91条第2項の規定により、条例で定めることとされている。

- (1) 1市2町の人口 114,328人（平成12年国勢調査）
- (2) 地方自治法による新市の上限定数 34人
- (3) 1市2町の現況

区 分	掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町	合 計
人口(H12国調)	80,217 人	21,791 人	12,320 人	114,328 人
地方自治法による上限定数	30 人	26 人	22 人	-
条 例 定 数	24 人	16 人	14 人	54 人
現 議 員 数	24 人	16 人	14 人	54 人
任 期	H15.5.1 ~ H19.4.30	H13.4.15 ~ H17.4.14	H13.1.30 ~ H17.1.29	-

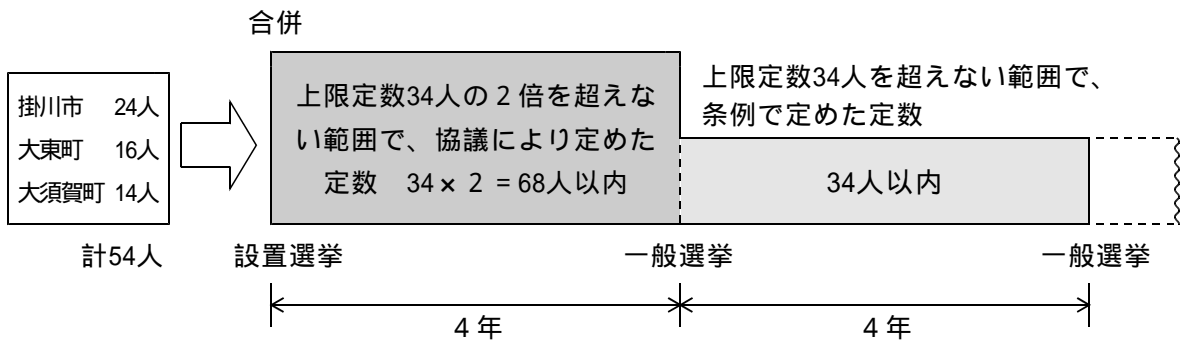
### 2 合併特例法の適用の有無

- (1) 合併特例法を適用しない場合

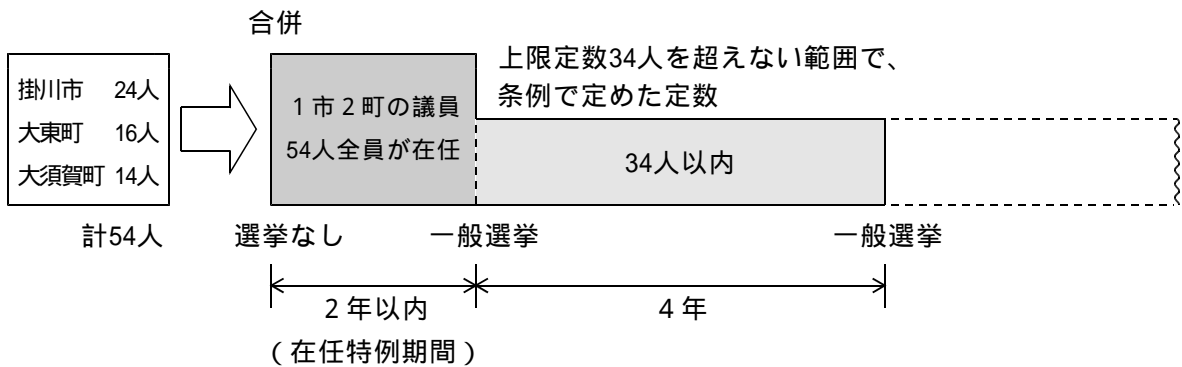


(2) 合併特例法を適用する場合

定数特例（合併特例法第6条第1項）



在任特例（合併特例法第7条第1項）



選択肢

以上のことから選択肢は、次の3通りとなる。

方式	協議事項	備考
原則どおり (合併特例法を適用しない)	新市における定数(34人以内)	50日以内に 設置選挙を行う
合併特例法 を適用する	定数特例 新市における定数(34人以内) 定数特例による定数(68人以内)	50日以内に 設置選挙を行う
	在任特例 新市における定数(34人以内) 適用期間(2年以内)	設置選挙を行わない

参考資料

1 議会の議員の定数及び任期等の概要

区 分	合併特例法を適用しない場合	合併特例法第 6 条(定数特例)を適用する場合	合併特例法第 7 条(在任特例)を適用する場合
合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により合併後 2 年を超えない範囲に限り、引き続き新市の議会の議員として在任することができる。
任 期	設置選挙の日から 4 年 (地方自治法第 93 条第 1 項)	設置選挙の日から 4 年 (地方自治法第 93 条第 1 項)	合併後 2 年を超えない範囲で協議で定める期間
定 数	地方自治法第 91 条第 2 項に基づく合併市町村の人口(地方自治法第 254 条)区分ごとの上限数の範囲内で定める。  地方自治法第 91 条第 2 項(抄) 人口 10 万人以上 20 万人未滿の市 <u>34 人</u>  人口...官報で公示された最近の国勢調査人口又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。 (地方自治法第 254 条)	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第 91 条第 2 項の定数の 2 倍を超えない範囲で定数を決めることができる。  地方自治法第 91 条第 2 項(抄) 人口 10 万人以上 20 万人未滿の市 <u>34 人</u> 2 倍を超えない範囲 $34 \times 2 = 68 \text{人以内}$  特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第 91 条の定数に復帰する。 (合併特例法第 6 条第 1 項ただし書)	地方自治法第 91 条の定数を超えるときは、当該数をもって新市の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じたとき、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じてその定数は第 91 条の規定に至るまで減少する。
選挙期日	新市設置の日から 50 日以内 (公職選挙法第 33 条第 3 項)	新市設置の日から 50 日以内 (公職選挙法第 33 条第 3 項)	選挙を行わない
補欠選挙の適用	有り	有り	無し

## 2 根拠法令

### (1) 地方自治法（抄）

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村の議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

(1)～(3) 略

(4) 人口1万以上2万未満の町村 22人

(5) 人口5万未満の市及び人口2万以上の町村 26人

(6) 人口5万以上10万未満の市 30人

(7) 人口10万以上20万未満の市 34人

(8) 人口20万以上30万未満の市 38人

(9)～(11) 略

3～10 略

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

2 略

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

### (2) 市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（議会の議員の定数に関する特例）

第6条 新たに設置された合併市町村にあっては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を定めることができる。ただし、議員がすべてなくなったときは、その定数は、同条の規定による定数に復帰するものとする。

2～8 略

（議会の議員の在任に関する特例）

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の議会の議員の定数とし、議員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。（以下略）

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 略

2～4 略

### (3) 公職選挙法（抄）

（一般選挙、長の任期満了による選挙及び設置選挙）

第33条 略

2 略

3 市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

4・5 略

## 3 静岡県内の市議会議員の定数等一覧

(平成15年4月1日現在)

市名	人口	法定定数	条例定数	議員1人当たりの人口
静岡市	706,513人	56人	56人	12,616人
浜松市	582,095人	56人	46人	12,654人
沼津市	207,558人	38人	34人	6,105人
熱海市	42,936人	26人	21人	2,045人
三島市	110,522人	34人	26人	4,251人
富士宮市	120,222人	34人	24人	5,009人
伊東市	71,720人	30人	24人	2,988人
島田市	75,248人	30人	24人	3,135人
富士市	234,189人	38人	36人	6,505人
磐田市	86,717人	30人	24人	3,613人
焼津市	118,248人	34人	26人	4,548人
藤枝市	128,477人	34人	27人	4,758人
御殿場市	82,533人	30人	26人	3,174人
袋井市	59,582人	30人	21人	2,837人
天竜市	23,747人	26人	18人	1,319人
浜北市	84,904人	30人	24人	3,538人
下田市	27,798人	26人	18人	1,544人
裾野市	52,682人	30人	24人	2,195人
湖西市	43,711人	26人	20人	2,186人

(注)

1 人口は、平成12年国勢調査による。

2  は、1市2町と人口が同規模(法定定数34人未満)の市



4 全国の人口同規模の市の定数等一覧（人口10万人以上15万人未満の市）（平成15年1月1日現在）

都道府県	市名	人口	法定定数	条例定数	議員1人当たりの人口
北海道	室蘭市	103,278	34	28	3,689
"	北見市	112,040	34	30	3,735
"	江別市	123,877	34	29	4,272
宮城県	石巻市	119,818	34	32	3,744
山形県	鶴岡市	100,628	34	28	3,594
"	酒田市	101,311	34	28	3,618
福島県	会津若松市	118,118	34	30	3,937
茨城県	土浦市	134,702	34	32	4,209
群馬県	桐生市	115,434	34	26	4,440
"	伊勢崎市	125,751	34	26	4,837
"	太田市	147,906	34	28	5,282
埼玉県	岩槻市	109,247	34	27	4,046
"	深谷市	103,534	34	26	3,982
"	戸田市	108,039	34	28	3,859
"	入間市	147,909	34	28	5,282
"	朝霞市	119,712	34	28	4,275
"	新座市	149,511	34	30	4,984
"	富士見市	103,247	34	26	3,971
"	三郷市	131,047	34	28	4,680
千葉県	木更津市	122,768	34	30	4,092
"	野田市	119,922	34	32	3,748
"	我孫子市	127,733	34	30	4,258
"	鎌ヶ谷市	102,573	34	27	3,799
"	浦安市	132,984	34	21	6,333
東京都	武蔵野市	135,746	34	30	4,525
"	青梅市	141,394	34	28	5,050
"	昭島市	106,532	34	24	4,439
"	小金井市	111,825	34	24	4,659
"	東村山市	142,290	34	26	5,473
"	国分寺市	111,404	34	26	4,285
"	東久留米市	113,302	34	24	4,721
"	多摩市	145,862	34	26	5,610
神奈川県	海老名市	117,519	34	24	4,897
"	座間市	125,694	34	26	4,834
新潟県	上越市	134,751	34	30	4,492
石川県	小松市	108,622	34	26	4,178
長野県	上田市	125,368	34	30	4,179
"	飯田市	107,381	34	31	3,464
静岡県	三島市	110,522	34	26	4,251
"	富士宮市	120,222	34	24	5,009
"	焼津市	118,248	34	26	4,548
"	藤枝市	128,477	34	27	4,758

都道府県	市名	人口	法定定数	条例定数	議員1人当たりの人口
岐阜県	多治見市	104,135	34	24	4,339
"	各務原市	131,991	34	30	4,400
愛知県	瀬戸市	131,650	34	28	4,702
"	半田市	110,837	34	25	4,433
"	豊川市	117,327	34	28	4,190
"	刈谷市	132,054	34	30	4,402
"	西尾市	100,805	34	28	3,600
"	小牧市	143,122	34	30	4,771
"	稲沢市	100,270	34	28	3,581
三重県	伊勢市	100,145	34	28	3,577
"	松阪市	123,727	34	28	4,419
"	桑名市	108,378	34	28	3,871
滋賀県	彦根市	107,860	34	28	3,852
"	草津市	115,455	34	24	4,811
大阪府	池田市	101,516	34	24	4,230
"	富田林市	126,558	34	24	5,273
"	河内長野市	121,008	34	22	5,500
"	松原市	132,562	34	20	6,628
"	大東市	128,917	34	19	6,785
"	箕面市	124,898	34	25	4,996
"	羽曳野市	119,246	34	20	5,962
"	門真市	135,648	34	28	4,845
兵庫県	三田市	111,737	34	24	4,656
奈良県	橿原市	125,005	34	26	4,808
"	生駒市	112,830	34	24	4,701
鳥取県	米子市	138,756	34	32	4,336
広島県	東広島市	123,423	34	30	4,114
山口県	山口市	140,447	34	30	4,682
"	徳山市	104,672	34	28	3,738
"	防府市	117,724	34	30	3,924
"	岩国市	105,762	34	30	3,525
愛媛県	今治市	117,930	34	30	3,931
"	新居浜市	125,537	34	30	4,185
福岡県	大牟田市	138,629	34	30	4,621
"	春日市	105,219	34	22	4,783
熊本県	八代市	106,141	34	32	3,317
大分県	別府市	126,523	34	31	4,081
宮城県	都城市	131,922	34	32	4,123
"	延岡市	124,761	34	30	4,159
沖縄県	浦添市	102,734	34	30	3,424
"	沖縄市	119,686	34	30	3,990
平均（83市）		120,287	34	27.4	4,387

（注）

- 1 人口は、平成12年国勢調査による。
- 2  は、人口11万人以上12万人未満の市

## 5 先進事例（新設合併）

（平成15年5月1日現在）

都道府県	合併市町村	合併期日	特例適用の有無	特例の内容
岩手県	北上市	平成3年4月1日	有り	在任特例 1年
茨城県	ひたちなか市	平成6年11月1日	有り	在任特例 1年
東京都	あきる野市	平成7年9月1日	有り	在任特例 1年10月
兵庫県	篠山市	平成11年4月1日	有り	在任特例 1年1月
東京都	西東京市	平成13年1月21日	有り	在任特例 2年
埼玉県	さいたま市	平成13年5月1日	有り	在任特例 2年
香川県	さぬき市	平成14年4月1日	有り	在任特例 1年2月
沖縄県	久米島町	平成14年4月1日	有り	在任特例 1年8月
山梨県	南部町	平成15年3月1日	有り	在任特例 1年8月
宮城県	加美町	平成15年4月1日	有り	在任特例 2年
群馬県	神流町	平成15年4月1日	有り	在任特例 1年11月
静岡市	静岡市	平成15年4月1日	有り	在任特例 2年
山梨県	南アルプス市	平成15年4月1日	有り	在任特例 1年11月
岐阜県	山県市	平成15年4月1日	有り	在任特例 1年1月
広島県	大崎上島町	平成15年4月1日	有り	在任特例 2年
香川県	東かがわ市	平成15年4月1日	有り	在任特例 2年
福岡県	宗像市	平成15年4月1日	有り	在任特例 1年7月
熊本県	あさぎり町	平成15年4月1日	有り	在任特例 1年1月
山口県	周南市	平成15年4月21日	有り	在任特例 2年
岐阜県	瑞穂市	平成15年5月1日	有り	在任特例 1年

協議第 6 号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、協議を求める。

平成 1 5 年 7 月 1 5 日提出

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

会 長 榛 村 純 一

## 留意点

### 1 農業委員会について

#### (1) 農業委員会の役割

農業委員会は、自作農の創設維持、農地法等に基づく農地等の利用関係の調整、農地の交換分合等に関する事務を執行する行政委員会である。

#### (2) 農業委員会の設置数

農業委員会は、1市町村につき1つの農業委員会を定めることとされている。ただし、市町村の区域面積が24,000ha又は農地面積が7,000haを超える市町村については、区域を2以上に分けて、その各区域に置くことができる。

#### (3) 委員の構成及び定数

農業委員会は、直接農業者から選挙される委員と、一定の要件を備えた農業協同組合、農業共済組合、市町村議会がそれぞれ推薦し、市町村長が選任する委員で構成される。

##### ア 選挙による委員

選挙による委員は、次に掲げる基準により、条例で定めることとされている。

(ア) 農地面積が1,300ha以下又は基準農業者数が1,100以下の場合は、10人から20人以下

(イ) 農地面積が1,300haを超え、かつ、基準農業者数が1,100を超え、(ウ)に該当する農業委員会以外の場合は、10人から30人以下

(ウ) 農地面積が5,000haを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える場合は、10人から40人以下

(注) 基準農業者数は、10a以上の農地を耕作する個人のその区域内における世帯数及び10a以上の農地を耕作する農業生産法人の合計数をいう。

##### イ 選任による委員

選任による委員は、次に掲げる者を、市町村長が選任することとされている。

(ア) 農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事各1人

(イ) 議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

#### (4) 委員の任期

##### ア 選挙による委員

選挙による委員の任期は、選挙の日から起算して3年とされている。

##### イ 選任による委員

選任による委員の任期は、選挙による委員の任期満了の日までとされている。

#### (5) 選挙区

農業委員会の選挙区は、原則として1委員会に1選挙区とされているが、市町村長が、特に必要と認めるときは、一定の要件を満たす場合、2以上の選挙区を設けることが認められている。

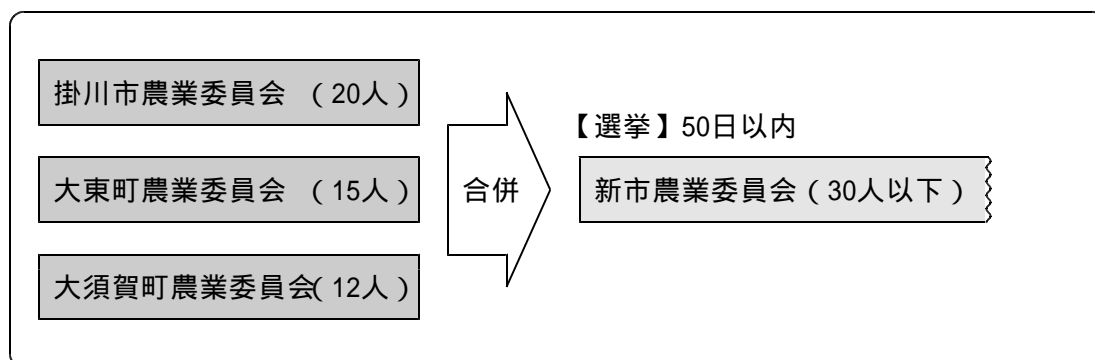
## 2 農業委員会委員の任期等の特例

### (1) 1つの農業委員会を設置する場合

#### ア 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。新市の農業委員会の選挙による委員は、農業委員会の設置の日(市町村の合併の日)から50日以内に選挙を行い決定する。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

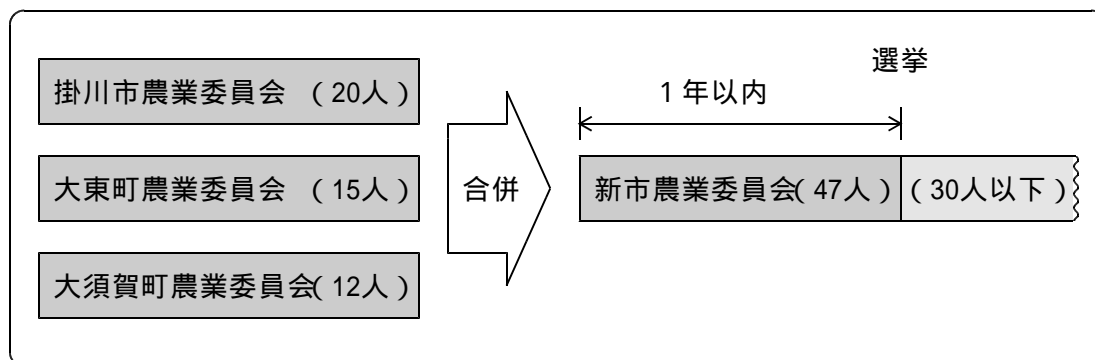
#### 【選挙による委員】



#### イ 合併特例法による在任特例(合併特例法第8条第1項による特例)

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内の範囲で、在任することができる。選任による委員は、合併の日に併せて速やかに選任する。

#### 【選挙による委員】



(2) 農業委員会を2以上設置する場合

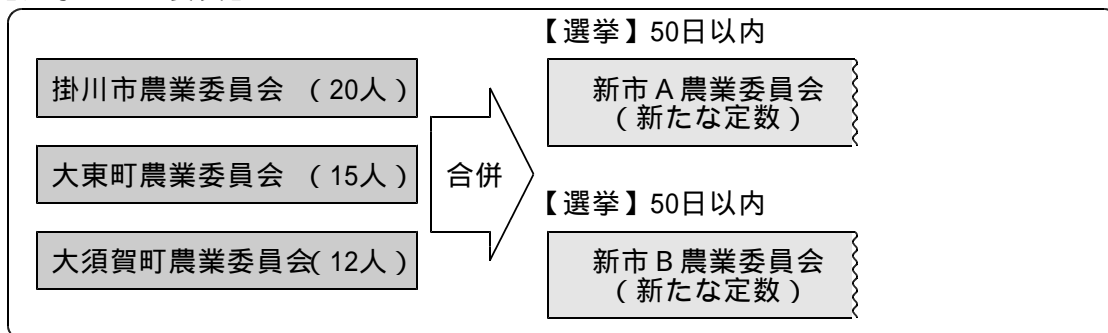
ア 従前と異なる区域の農業委員会を設置する場合

(ア) 原則

合併前の農業委員会は廃止され、選挙による委員及び選任による委員は、ともに身分を失う。選挙による委員は、農業委員会の設置の日（市町村の合併の日）から50日以内に、各農業委員会ごとに選挙を行う。

選任による委員は、各委員会ごとに、合併後速やかに選任する。

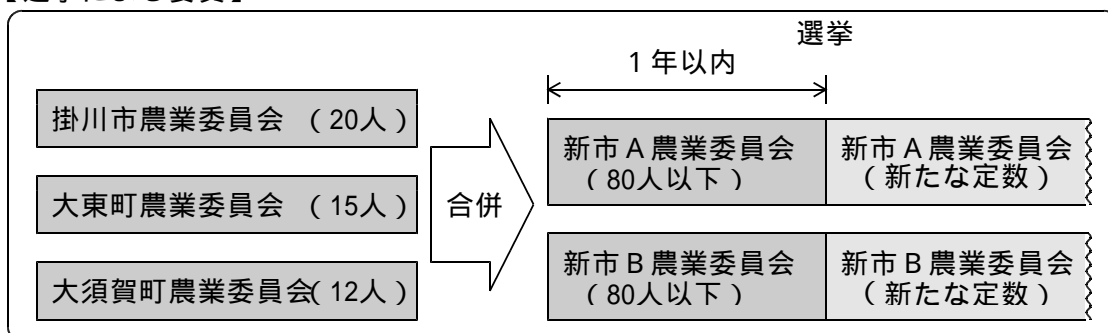
【選挙による委員】



(イ) 合併特例法による在任特例（合併特例法第8条第3項による特例）

選挙による委員は、協議により10人から80人の範囲で、合併後1年以内は引き続き在任することができる。選任による委員は、合併後速やかに選任する。

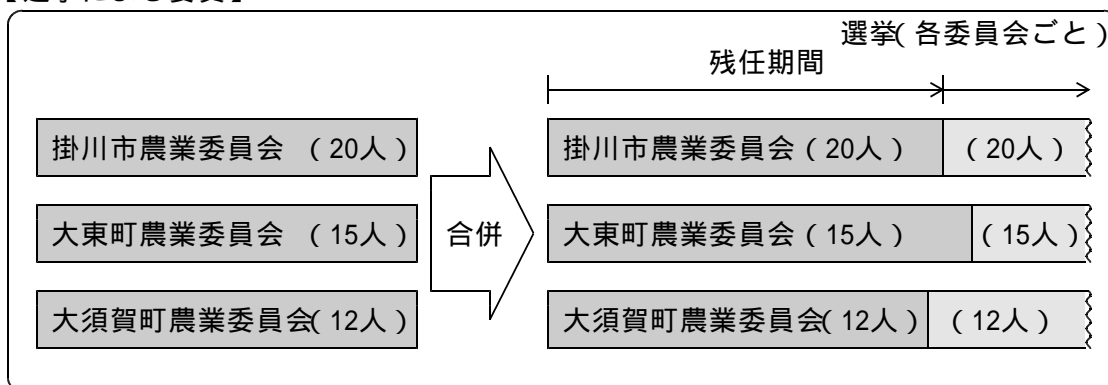
【選挙による委員】



イ 従前と同じ区域の農業委員会を設置する場合（農業委員会法第34条による特例）

合併前の農業委員会はそのまま新市の農業委員会となり、新市の農業委員会の委員も、引き続きその存続する農業委員会の委員となる。委員の任期は、各農業委員会ごとの選挙による委員の残任期間となる。

【選挙による委員】



## 選択肢

以上のことから選択肢は、次のとおりとなる。

区 分		調 整 方 針	協 議 事 項
1つの農業委員会を設置	原 則	新市に1つの農業委員会を置き、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととする。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、合併の日までに決定する。	-
	在任特例	新市に1つの農業委員会を置き、1市2町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年以内に限り、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。委員の定数については、農地及び基準農業者数の状況を鑑み十分に検討の上、決定する。	在任特例の期間

参考資料

1 1市2町の現況

区 分		掛 川 市	大 東 町	大 須 賀 町	合 計
選 挙 区		4	1	1	6
選挙委員(定数)		20(20)	15(15)	12(12)	47(47)
選 任 委 員	農業協同組合	1	1	1	3
	農業共済組合	1	1	1	3
	議 会 選 出	3	2	3	8
合 計		25	19	17	61
任 期		平成14年7月20日 平成17年7月19日	平成15年5月13日 平成18年5月12日	平成14年2月26日 平成17年2月25日	-
区域面積(ha)		18,579	4,613	3,371	26,563
農地面積(ha)		3,503	1,786	1,156	6,445
基準農業者数		2,732	1,209	409	4,350
個人		2,729	1,199	406	4,334
農業生産法人		3	10	3	16

(注)

- 1 区域面積は、国土地理院「平成13年全国都道府県市町村別面積調」(平成13年10月1日現在)による。
- 2 農地面積は、各自治体所管の農地基本台帳による。
- 3 基準農業者数は、10a以上の農地を耕作する個人のその区域内における世帯数及び10a以上の農地を耕作する農業生産法人の合計数をいう。(平成15年1月1日現在)



## 2 県内の農業委員会の状況

(平成14年10月1日現在)

市名	合計	選挙委員	選任委員				選挙委員の定数基準		
		定数	農協理事	共済理事	議会選出	小計	選挙人名簿登録者数	農地面積 (ha)	基準農業者数
静岡市	67	59	2	1	5	8	18,737	7,651	9,568
浜松市	44	35	3	1	5	9	18,641	7,370	8,774
沼津市	34	27	1	1	5	7	6,531	2,652	2,763
熱海市	17	13	1	1	2	4	1,297	422	556
三島市	24	17	1	1	5	7	2,994	1,144	1,380
富士宮市	27	20	1	1	5	7	9,295	2,980	3,036
伊東市	22	15	1	1	5	7	2,465	661	1,092
島田市	22	16	1	1	4	6	5,330	1,612	2,421
富士市	32	26	1	1	5	7	4,823	2,850	3,011
磐田市	25	21	1	1	2	4	4,028	2,366	1,800
焼津市	27	20	1	1	5	7	3,640	834	1,755
藤枝市	26	19	1	1	5	7	5,938	1,904	2,981
御殿場市	30	26	1	1	2	4	6,704	2,237	2,689
袋井市	28	22	1	1	4	6	3,406	2,075	1,732
天竜市	20	16	1	0	3	4	1,164	685	635
浜北市	27	20	1	1	5	7	3,662	2,332	2,823
下田市	19	16	1	0	4	5	1,103	306	558
裾野市	23	16	1	1	5	7	2,963	944	1,501
湖西市	24	17	1	1	5	7	1,786	1,289	1,700

(注) 静岡市(旧静岡市、旧清水市)の各委員数については、平成15年4月1日合併時(合併特例法第8条第1項適用)の数字による。

### 3 根拠法令

#### (1) 農業委員会等に関する法律（抄）

##### （設置）

第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。

2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。

3～6 略

##### （選挙による委員）

第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。

2 略

##### （選挙の単位）

第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。

4 略

##### （選任による委員）

第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。

(1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事

（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人

(2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者 5人以内

##### （委員の任期）

第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。（ただし書略）

2・3 略

4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（途中略）まで在任する。

5 略

##### （境界の変更の場合の特例）

第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。

2 略

(2) 農業委員会等に関する法律施行令（抄）

（ 2 以上の農業委員会を置くことができる市町村）  
 第 1 条の 3 法第 3 条第 2 項の政令で定める市町村は、その区域の面積が 24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が 7,000ヘクタールを超える市町村とする。  
 （ 選挙による委員の定数の基準）  
 第 2 条の 2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

	区 分	定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が 1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール（北海道にあつては、30アール）以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人（農地法第 2 条第 7 項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。）の数の合計数（以下「基準農業者数」という。）が 1,100 以下の農業委員会	20人以下
2	1 の項及び 3 の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が 5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が 6,000 を超える農業委員会	40人以下

（ 選挙区の基準）  
 第 5 条 法第 10 条の 2 第 2 項の規定により農業委員会の区域を分けて 2 以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が 500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が 600 以上となるようにしなければならない。

(3) 市町村の合併の特例に関する法律（抄）

（ 農業委員会の委員の任期等に関する特例）  
 第 8 条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあつては 80 を超えず 10 を下らない範囲で定めた数（中略）の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。  
 (1) 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後 1 年を超えない範囲で当該協議で定める期間  
 (2) 略  
 2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律第 7 条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。  
 3 農業委員会等に関する法律第 3 条第 1 項の規定により合併市町村の区域を 2 以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第 34 条の規定の適用がある場合を除いて、前 2 項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。（後略）  
 4 略

4 先進事例

(1) 1つの農業委員会を設置した例

ア 原則

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		定数及び任期の取扱い
熊本県	あさぎり町	合併年月日	平成15年4月1日	新町の農業委員会の委員の定数及び任期については、農業委員会等に関する法律に基づき、合併の日から50日以内に設置選挙を行うこととし、選挙委員の定数は20名とする。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	1町4村	
		区域面積	159.49 km <sup>2</sup>	

イ 在任特例を適用した例

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		定数及び任期の取扱い
東京都	西東京市	合併年月日	平成13年1月21日	市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		区域面積	15.8 km <sup>2</sup>	
埼玉県	さいたま市	合併年月日	平成13年5月1日	3市の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	3市	
		区域面積	168 km <sup>2</sup>	
香川県	さぬき市	合併年月日	平成14年4月1日	農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	5町	
		区域面積	158.81 km <sup>2</sup>	
山梨県	南アルプス市	合併年月日	平成15年4月1日	農業委員会の選挙による委員については合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年11月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	4町2村	
		区域面積	264.06 km <sup>2</sup>	
岐阜県	山県市	合併年月日	平成15年4月1日	新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成15年9月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2町1村	
		区域面積	222.04 km <sup>2</sup>	

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		定数及び任期の取扱い
静岡県	静岡市	合併年月日	平成15年4月1日	新市に1つの農業委員会を置き、両市の農業委員会の選挙による委員であった者は合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		区域面積	1,373.89 km <sup>2</sup>	
香川県	東かがわ市	合併年月日	平成15年4月1日	農業委員会の選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成16年3月31日まで引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	3町	
		区域面積	153.20 km <sup>2</sup>	
福岡県	宗像市	合併年月日	平成15年4月1日	新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の委員として在任する。定数については、農地、農家戸数の状況を鑑み十分検討し、新市において決定する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	1市1町	
		区域面積	111.50 km <sup>2</sup>	
岐阜県	瑞穂市	合併年月日	平成15年5月1日	新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。新市の選挙による委員の定数は20人とする。また、選任による委員（議会選出）の定数は、4人とする。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2町	
		区域面積	28.18 km <sup>2</sup>	

(2) 2つ以上の農業委員会を設置し、農業委員会法第34条による特例を適用した例

都道府県	市町村名	合併市町村の概要		定数及び任期の取扱い
茨城県	ひたちなか市	合併年月日	平成6年11月1日	新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第1項及び第2項の規定を適用し、平成8年7月19日まで2市に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置するものとする。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市	
		区域面積	99.03 km <sup>2</sup>	
山口県	周南市	合併年月日	平成15年4月21日	2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。
		合併の方式	新設合併	
		合併市町村数	2市2町	
		区域面積	656.09 km <sup>2</sup>	

# 住民意向調査結果速報

(平成 15 年 7 月 15 日)

本集計結果は、幅広い住民の意見を汲み取り、住民の意向を踏まえた新市建設計画を策定することを目的として平成 15 年 6 月に行った住民意向調査について、速報値としてまとめたものである。

## アンケート調査の概要

### 1 実施方法

- ・調査手法 - 郵送配布、郵送回収
- ・調査対象 - 20 歳以上の住民から無作為抽出
- ・対象者数 - 4,500 票 (掛川市 2,300 票、大東町 1,200 票、大須賀町 1,000 票)
- ・記入方法 - 主として選択方式

### 2 調査期間

- ・調査票の配布 : 平成 15 年 6 月 2 日
- ・調査票の回収 : 平成 15 年 6 月 13 日

### 3 回収状況

- ・ 1 市 2 町全体 : 1,897 票回収 (回収率 42.16%)
- ・ 掛川市 : 979 票回収 (回収率 42.57%)
- ・ 大東町 : 490 票回収 (回収率 40.83%)
- ・ 大須賀町 : 421 票回収 (回収率 42.10%)
- ・ 地域不詳 : 7 票回収

掛川市・大東町・大須賀町任意合併協議会

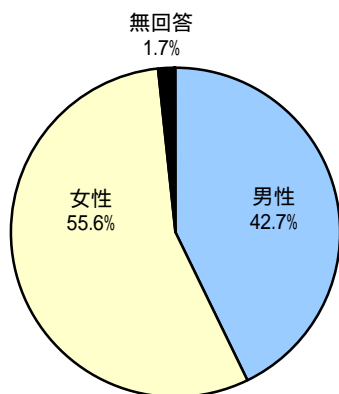
# 目 次

問1	性 別	1
問2	年 齢	1
問3	職 業	2
問4	住 所 地	3
問5	在 住 年 数	3
問6	1市2町の合併への関心	4
問7	合併に期待する効果	5
問8	合併で心配すること	6
問9	行政サービス、まちづくりへの満足度	7
	(1) 保健・健康づくり、医療体制	7
	(2) 障害者・高齢者への福祉	7
	(3) 幼児教育・保育・子育て支援	8
	(4) 小中学校教育、高等教育	8
	(5) 生涯学習	9
	(6) 芸術・文化・地域の伝統歴史	9
	(7) スポーツ・レクリエーション	10
	(8) ごみ収集・処理、リサイクル	10
	(9) 上水道	11
	(10) 下水道・下水処理	11
	(11) 農業振興	12
	(12) 商業振興	12
	(13) 工業振興	13
	(14) 公共交通	13
	(15) 道路、交通安全	14
	(16) 公園・緑地	14
	(17) 街並み・景観	15
	(18) 防災施設・体制、防犯対策	15
	(19) 情報通信基盤	16
	(20) 国際交流・国際化	16
	(21) コミュニティ、ボランティア活動、住民参加、男女共同参画	17
問10	新都市のまちづくりに活用すべき資源	18
問11	新都市の望ましい姿	19
問12	優先的に取り組むべき施策	20

**問1 あなたの性別はどちらですか。**（該当する番号に1つ 印をお付けください。）

回答者の男女比は、男性が42.7%、女性が55.6%であった。

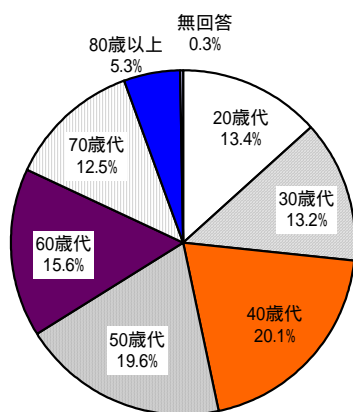
	回答数	割合(%)
男性	810	42.7
女性	1,055	55.6
無回答	32	1.7
合計	1,897	100.0



**問2 あなたの年齢はおいくつですか。**（該当する番号に1つ 印をお付けください。）

回答者の年代は、40代が20.1%と最も多く、次いで50代が19.6%と中年世代の回答が約4割を占める。

	回答数	割合(%)
20歳代	254	13.4
30歳代	250	13.2
40歳代	381	20.1
50歳代	371	19.6
60歳代	296	15.6
70歳代	238	12.5
80歳以上	101	5.3
無回答	6	0.3
合計	1,897	100.0



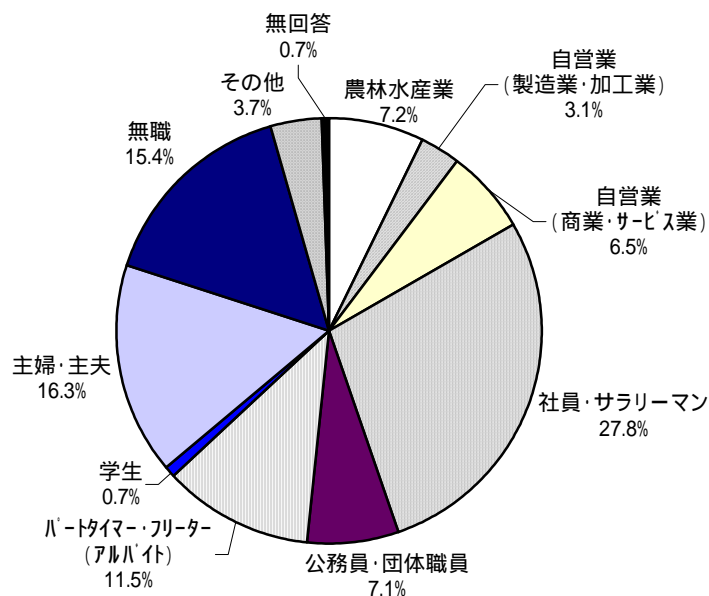


### 問3 あなたの主なご職業はどれにあてはまりますか。

(該当する番号に1つ 印をお付けください。)

回答者の職業は、「社員・サラリーマン」が最も多く 27.8%、次いで「主婦・主夫」が 16.3%、「無職」が 15.4%であった。

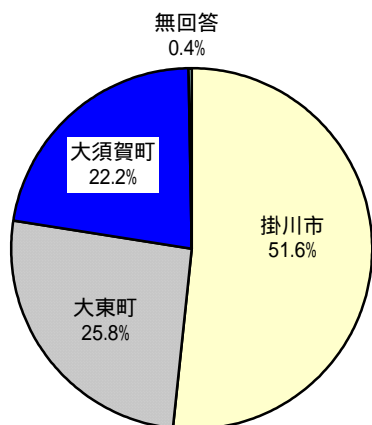
	回答数	割合 (%)
農林水産業	136	7.2
自営業(製造業・加工業)	58	3.1
自営業(商業・サービス業)	124	6.5
社員・サラリーマン	528	27.8
公務員・団体職員	134	7.1
パートタイマー・フリーター(アルバイト)	218	11.5
学生	13	0.7
主婦・主夫	309	16.3
無職	293	15.4
その他	71	3.7
無回答	13	0.7
合計	1,897	100.0



**問4 あなたのお住まいの市町はどちらですか。**（該当する番号に1つ印をお付けください。）

回答者を地域別にみると、「掛川市住民」が51.6%と約半数を占め、次いで大東町が25.8%、大須賀町が22.2%であった。

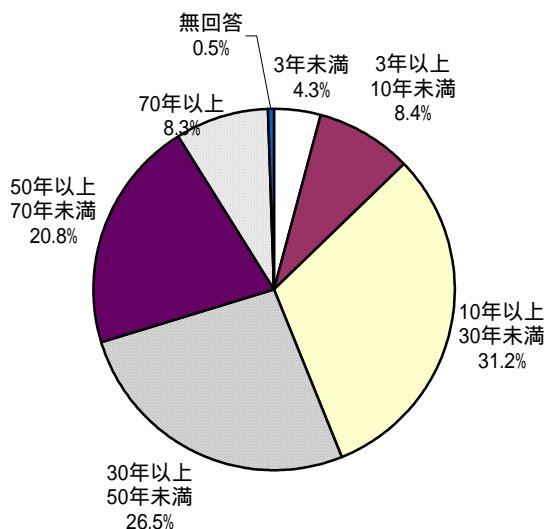
	回答数	割合(%)
掛川市	979	51.6
大東町	490	25.8
大須賀町	421	22.2
無回答	7	0.4
合計	1,897	100.0



**問5 現在のお住まいの市町に通算して何年位住んでいますか。**

回答者の居住年数は、「10年以上30年未満」が最も多く31.2%、次いで「30年以上50年未満」が26.5%、「50年以上70年未満」が20.8%であった。

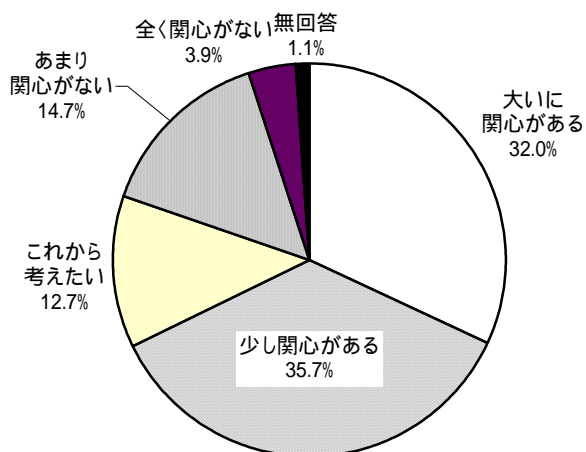
	回答数	割合(%)
3年未満	82	4.3
3年以上10年未満	160	8.4
10年以上30年未満	591	31.2
30年以上50年未満	503	26.5
50年以上70年未満	394	20.8
70年以上	158	8.3
無回答	9	0.5
合計	1,897	100.0



### 問6 あなたは1市2町の合併について関心がありますか。

「少し関心がある」が最も多く35.7%、次いで「大いに関心がある」が32.0%であった。両者で約7割を占め、住民は合併に関心があることがうかがえる。

	回答数	割合(%)
大いに関心がある	607	32.0
少し関心がある	677	35.7
これから考えたい	241	12.7
あまり関心がない	278	14.7
全く関心がない	74	3.9
無回答	20	1.1
合計	1,897	100.0

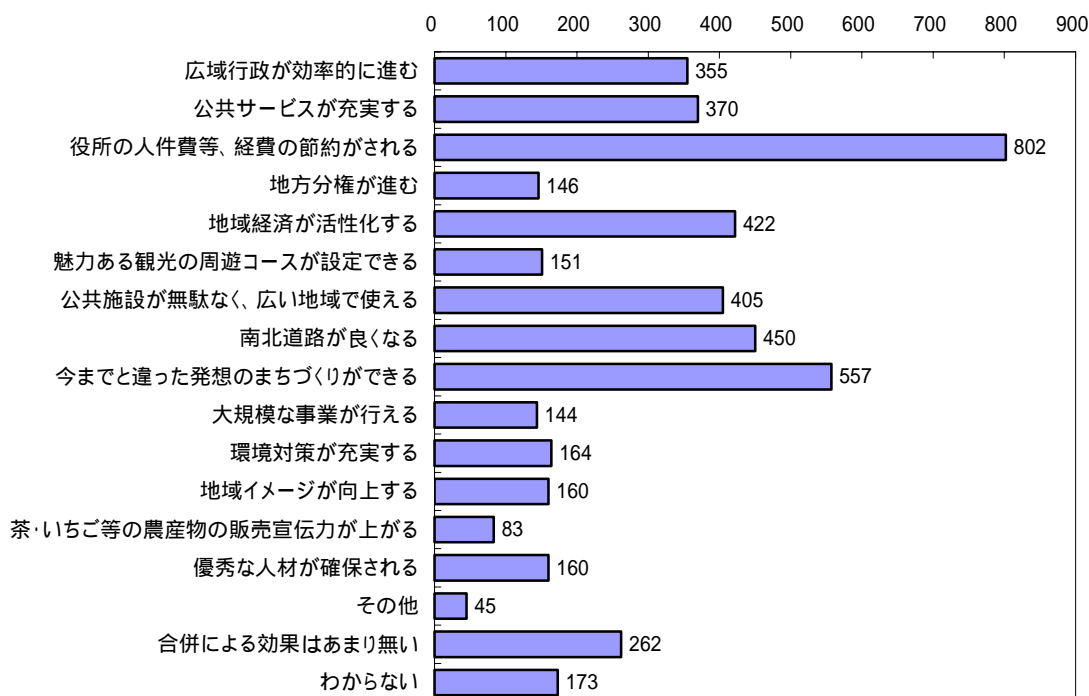


## 問7「合併」によってどのような効果を期待しますか。

(該当する番号に3つまで 印をお付けください。)

合併への期待は、「役所の人件費等、経費が節減される」が最も高く、行政の効率化に対する期待がうかがえる。その他「今までとは違った発想のまちづくりができる」「南北道路が良くなる」「地域経済が活性化する」「公共施設が無駄なく、広い地域で使える」が上位を占める。

問7(合併への期待) <複数回答:3つまで>		(N=1858)	
項目	回答数	割合(%)	
1 広域行政が効率的に進む	355	19.1	
2 公共サービスが充実する	370	19.9	
3 役所の人件費等、経費の節約がされる	802	43.2	
4 地方分権が進む	146	7.9	
5 地域経済が活性化する	422	22.7	
6 魅力ある観光の周遊コースが設定できる	151	8.1	
7 公共施設が無駄なく、広い地域で使える	405	21.8	
8 南北道路が良くなる	450	24.2	
9 今までと違った発想のまちづくりができる	557	30.0	
10 大規模な事業が行える	144	7.8	
11 環境対策が充実する	164	8.8	
12 地域イメージが向上する	160	8.6	
13 茶・いちご等の農産物の販売宣伝力が上がる	83	4.5	
14 優秀な人材が確保される	160	8.6	
15 その他	45	2.4	
16 合併による効果はあまり無い	262	14.1	
17 わからない	173	9.3	
合計	4,849	261.0	

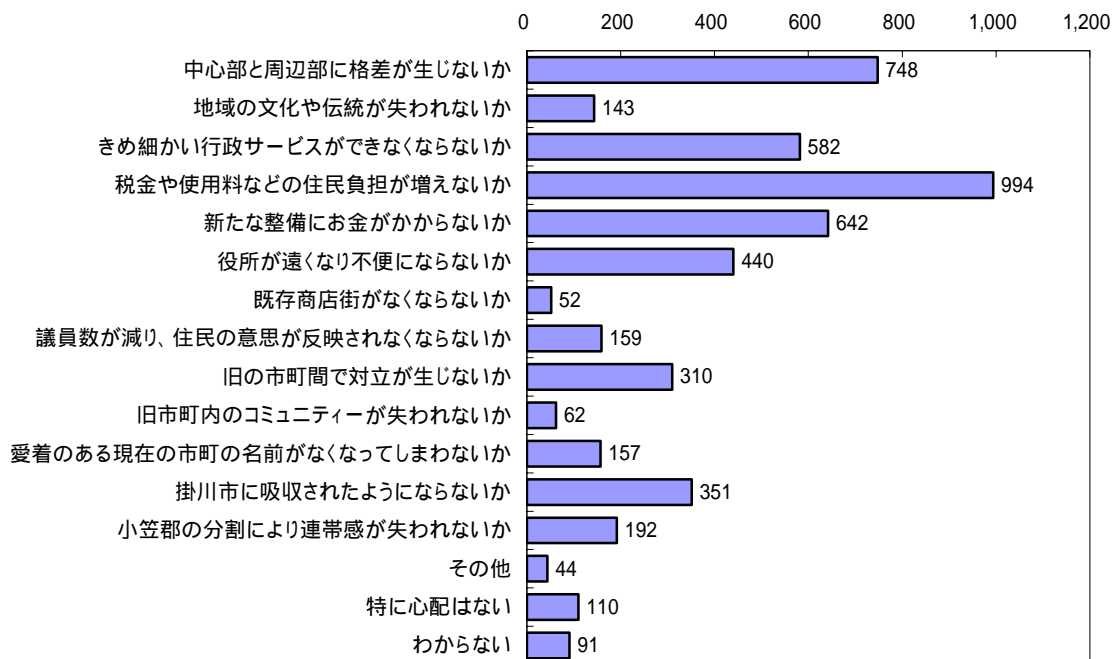


## 問8 1市2町が合併するとしたらどういったことを心配しますか。

(該当する番号に3つまで 印をお付けください。)

合併に対する心配は、「税金や使用料などの住民負担が増えないか」が最も高く、この他「中心部と周辺部に格差が生じないか」「新たな整備にお金がかからないか」「きめ細かい行政サービスができなくなるか」「役所が遠くなり不便にならないか」が上位を占める。経済的な側面に対する心配、行政サービスの後退に対する心配がうかがえる。

問8(合併への不安) <複数回答:3つまで>		(N=1861)	
項目	回答数	割合(%)	
1 中心部と周辺部に格差が生じないか	748	40.2	
2 地域の文化や伝統が失われないか	143	7.7	
3 きめ細かい行政サービスができなくなるか	582	31.3	
4 税金や使用料などの住民負担が増えないか	994	53.4	
5 新たな整備にお金がかからないか	642	34.5	
6 役所が遠くなり不便にならないか	440	23.6	
7 既存商店街がなくなるか	52	2.8	
8 議員数が減り、住民の意思が反映されなくなるか	159	8.5	
9 旧の市町間で対立が生じないか	310	16.7	
10 旧市町内のコミュニティーが失われないか	62	3.3	
11 愛着のある現在の市町の名前がなくなってしまうか	157	8.4	
12 掛川市に吸収されたようにならないか	351	18.9	
13 小笠郡の分割により連帯感が失われないか	192	10.3	
14 その他	44	2.4	
15 特に心配はない	110	5.9	
16 わからない	91	4.9	
合計	5,077	272.8	

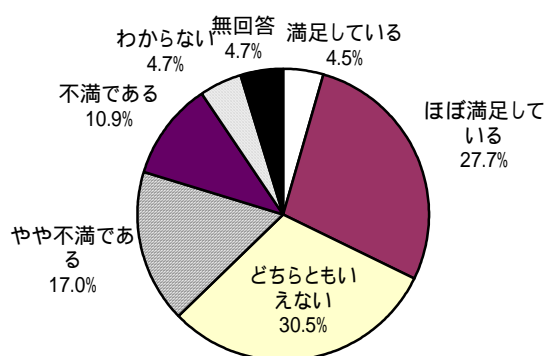


## 問9 現状の行政サービスやまちづくりへの満足度について、どのように感じていますか。

### 9 - 1 保健・健康づくり、医療体制

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は32.2%、「やや不満」「不満」の否定的回答は27.9%を占める。肯定的回答が上回る。

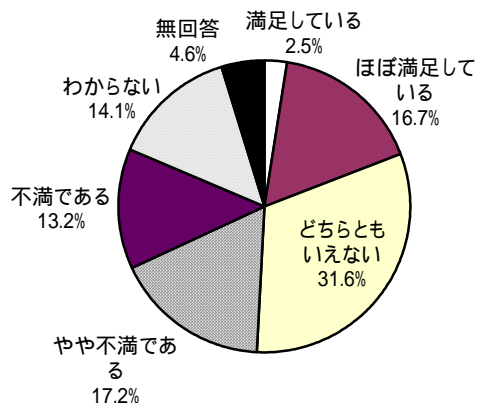
	回答数	割合(%)
満足している	85	4.5
ほぼ満足している	526	27.7
どちらともいえない	578	30.5
やや不満である	323	17.0
不満である	206	10.9
わからない	90	4.7
無回答	89	4.7
合計	1,897	100.0



### 9 - 2 障害者・高齢者への福祉

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は19.2%、「やや不満」「不満」の否定的回答は30.4%を占める。否定的回答が肯定的回答を上回る。

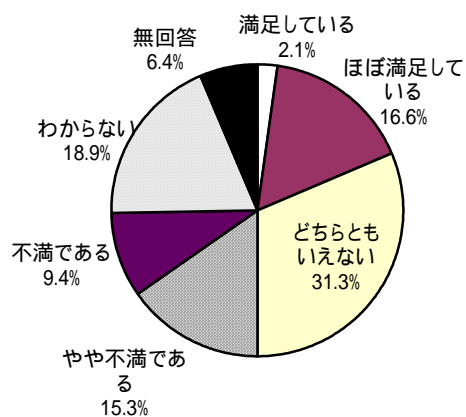
	回答数	割合(%)
満足している	47	2.5
ほぼ満足している	317	16.7
どちらともいえない	600	31.6
やや不満である	327	17.2
不満である	251	13.2
わからない	267	14.1
無回答	88	4.6
合計	1,897	100.0



### 9 - 3 幼児教育・保育・子育て支援

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は18.7%、「やや不満」「不満」の否定的回答は24.7%を占める。否定的回答が肯定的回答を上回る。

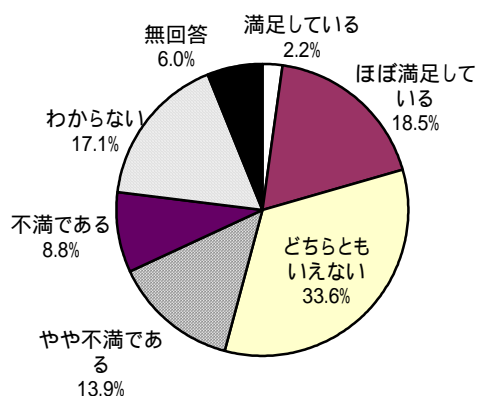
	回答数	割合(%)
満足している	40	2.1
ほぼ満足している	315	16.6
どちらともいえない	593	31.3
やや不満である	290	15.3
不満である	178	9.4
わからない	359	18.9
無回答	122	6.4
合計	1,897	100.0



### 9 - 4 小中学校教育、高等教育

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は20.7%、「やや不満」「不満」の否定的回答は22.7%を占める。肯定的回答と否定的回答がほぼ拮抗している。

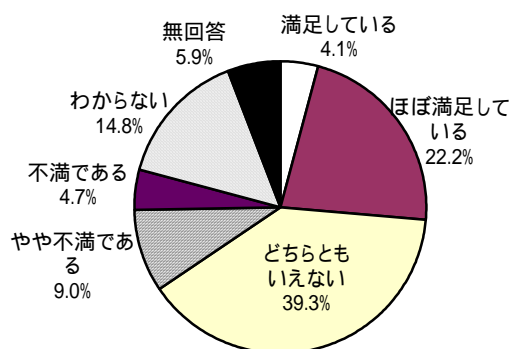
	回答数	割合(%)
満足している	41	2.2
ほぼ満足している	351	18.5
どちらともいえない	637	33.6
やや不満である	263	13.9
不満である	166	8.8
わからない	325	17.1
無回答	114	6.0
合計	1,897	100.0



## 9 - 5 生涯学習

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は26.3%、「やや不満」「不満」の否定的回答は13.7%を占める。肯定的回答が否定的回答を上回る。

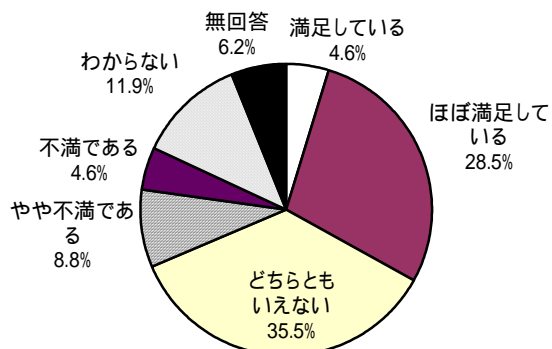
	回答数	割合(%)
満足している	78	4.1
ほぼ満足している	422	22.2
どちらともいえない	746	39.3
やや不満である	171	9.0
不満である	89	4.7
わからない	280	14.8
無回答	111	5.9
合計	1,897	100.0



## 9 - 6 文化・芸術・地域の伝統歴史

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は33.1%、「やや不満」「不満」の否定的回答は13.4%を占める。他の項目に比べて、肯定的回答が否定的回答を大きく上回る。

	回答数	割合(%)
満足している	87	4.6
ほぼ満足している	540	28.5
どちらともいえない	674	35.5
やや不満である	166	8.8
不満である	88	4.6
わからない	225	11.9
無回答	117	6.2
合計	1,897	100.0

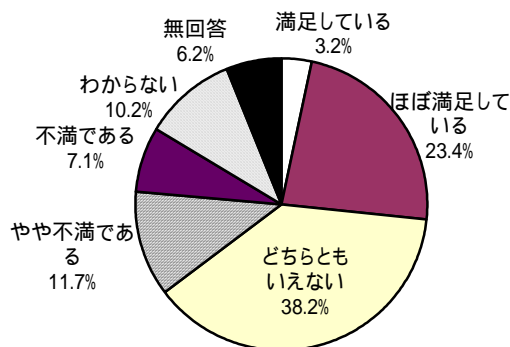




## 9 - 7 スポーツ・レクリエーション

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は26.6%、「やや不満」「不満」の否定的回答は18.8%を占める。肯定的回答が否定的回答を上回る。

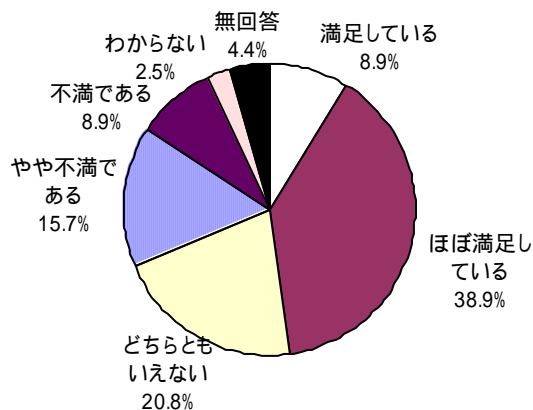
	回答数	割合(%)
満足している	61	3.2
ほぼ満足している	443	23.4
どちらともいえない	725	38.2
やや不満である	222	11.7
不満である	134	7.1
わからない	194	10.2
無回答	118	6.2
合計	1,897	100.0



## 9 - 8 ごみ収集・処理、リサイクル

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は47.8%、「やや不満」「不満」の否定的回答は24.6%を占める。他の項目に比べて、肯定的回答割合が高く約5割を占める。

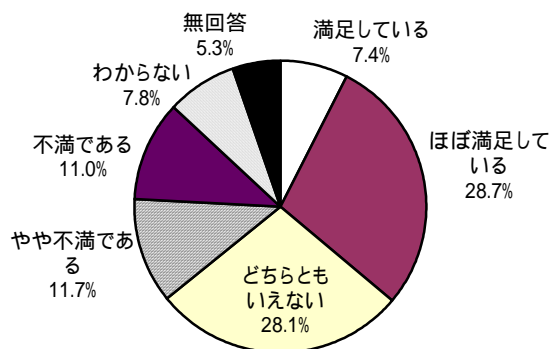
	回答数	割合(%)
満足している	168	8.9
ほぼ満足している	737	38.9
どちらともいえない	394	20.8
やや不満である	298	15.7
不満である	169	8.9
わからない	48	2.5
無回答	83	4.4
合計	1,897	100.0



## 9 - 9 上水道

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は36.1%、「やや不満」「不満」の否定的回答は22.7%を占める。肯定的回答が否定的回答を上回る。

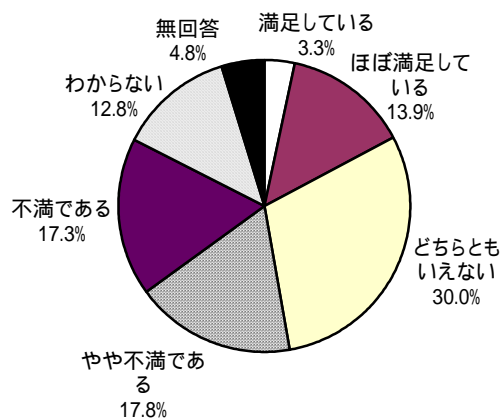
	回答数	割合(%)
満足している	141	7.4
ほぼ満足している	544	28.7
どちらともいえない	533	28.1
やや不満である	222	11.7
不満である	209	11.0
わからない	148	7.8
無回答	100	5.3
合計	1,897	100.0



## 9 - 10 下水道・下水処理

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は17.2%、「やや不満」「不満」の否定的回答は35.1%を占める。他の項目に比べて、否定的回答が肯定的回答を大きく上回る。

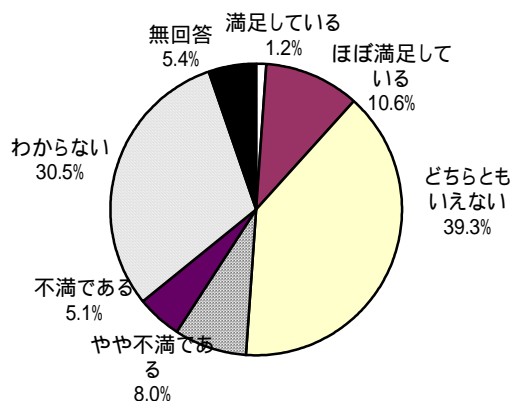
	回答数	割合(%)
満足している	63	3.3
ほぼ満足している	263	13.9
どちらともいえない	570	30.0
やや不満である	338	17.8
不満である	328	17.3
わからない	243	12.8
無回答	92	4.8
合計	1,897	100.0



### 9 - 1 1 農業振興

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は11.8%、「やや不満」「不満」の否定的回答は13.1%を占める。肯定的回答と否定的回答がほぼ拮抗する。「どちらともいえない」「わからない」が約7割を占める。

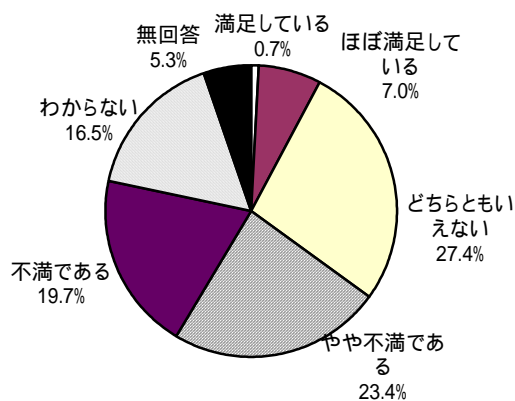
	回答数	割合(%)
満足している	22	1.2
ほぼ満足している	201	10.6
どちらともいえない	745	39.3
やや不満である	152	8.0
不満である	96	5.1
わからない	579	30.5
無回答	102	5.4
合計	1,897	100.0



### 9 - 1 2 商業振興（中心市街地・地域商業、観光）

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は7.7%、「やや不満」「不満」の否定的回答は43.1%を占める。他の項目に比べて、否定的回答が肯定的回答を大きく上回る。

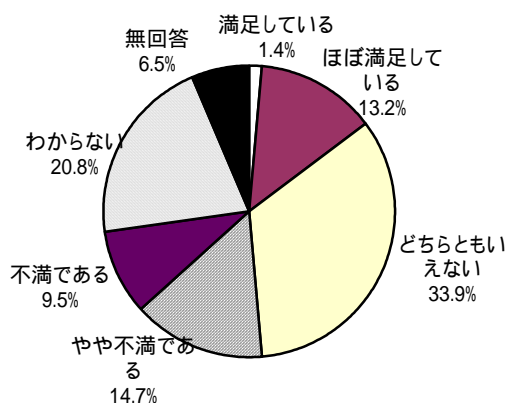
	回答数	割合(%)
満足している	14	0.7
ほぼ満足している	133	7.0
どちらともいえない	519	27.4
やや不満である	444	23.4
不満である	374	19.7
わからない	313	16.5
無回答	100	5.3
合計	1,897	100.0



### 9 - 1 3 工業振興（基盤整備、工場誘致）

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は14.6%、「やや不満」「不満」の否定的回答は24.2%を占める。否定的回答が肯定的回答を上回る。

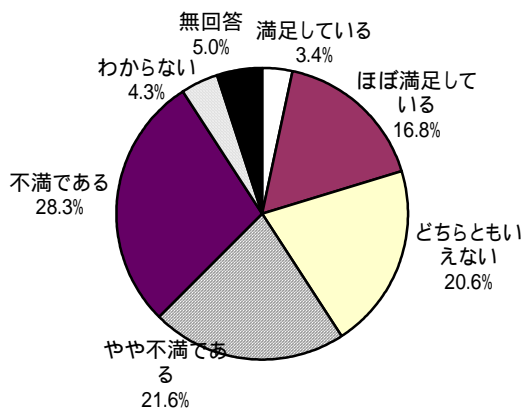
	回答数	割合(%)
満足している	26	1.4
ほぼ満足している	251	13.2
どちらともいえない	643	33.9
やや不満である	278	14.7
不満である	181	9.5
わからない	395	20.8
無回答	123	6.5
合計	1,897	100.0



### 9 - 1 4 公共交通（バス、鉄道等）

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は20.2%、「やや不満」「不満」の否定的回答は49.9%を占める。他の項目に比べて、否定的回答が最も高い。

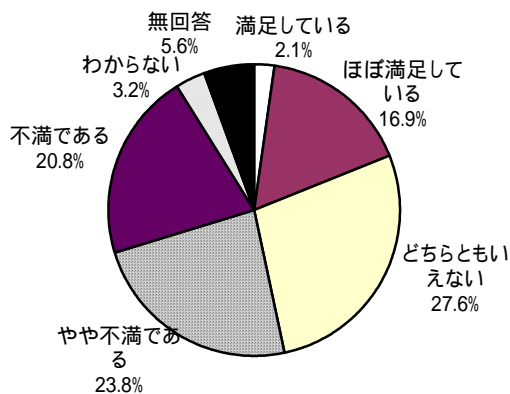
	回答数	割合(%)
満足している	65	3.4
ほぼ満足している	319	16.8
どちらともいえない	391	20.6
やや不満である	410	21.6
不満である	537	28.3
わからない	81	4.3
無回答	94	5.0
合計	1,897	100.0



### 9 - 15 道路、交通安全

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は19.0%、「やや不満」「不満」の否定的回答は44.6%を占める。他の項目に比べて否定的回答が肯定的回答を大きく上回る。

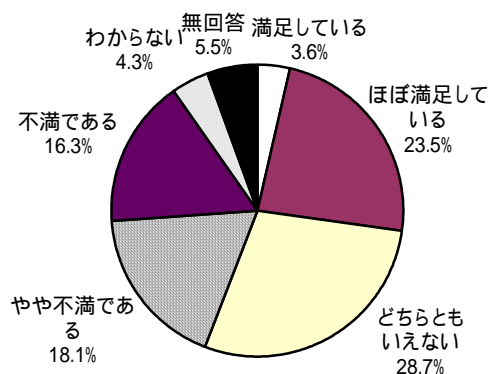
	回答数	割合(%)
満足している	40	2.1
ほぼ満足している	321	16.9
どちらともいえない	524	27.6
やや不満である	451	23.8
不満である	394	20.8
わからない	60	3.2
無回答	107	5.6
合計	1,897	100.0



### 9 - 16 公園・緑地

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は27.1%、「やや不満」「不満」の否定的回答は34.4%を占める。否定的回答が肯定的回答を上回る。

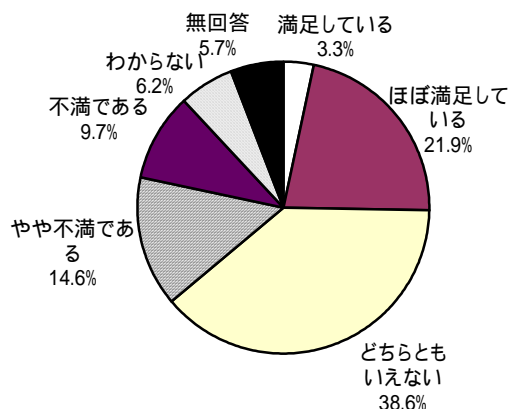
	回答数	割合(%)
満足している	68	3.6
ほぼ満足している	445	23.5
どちらともいえない	545	28.7
やや不満である	344	18.1
不満である	309	16.3
わからない	82	4.3
無回答	104	5.5
合計	1,897	100.0



### 9 - 17 街並み・景観

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は25.2%、「やや不満」「不満」の否定的回答は24.3%を占める。肯定的回答と否定的回答がほぼ拮抗している。

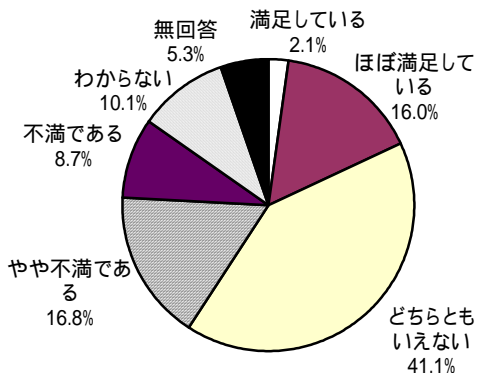
	回答数	割合 (%)
満足している	62	3.3
ほぼ満足している	416	21.9
どちらともいえない	733	38.6
やや不満である	277	14.6
不満である	184	9.7
わからない	117	6.2
無回答	108	5.7
合計	1,897	100.0



### 9 - 18 防災施設・体制、防犯対策

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は18.1%、「やや不満」「不満」の否定的回答は25.5%を占める。否定的回答が肯定的回答を上回る。

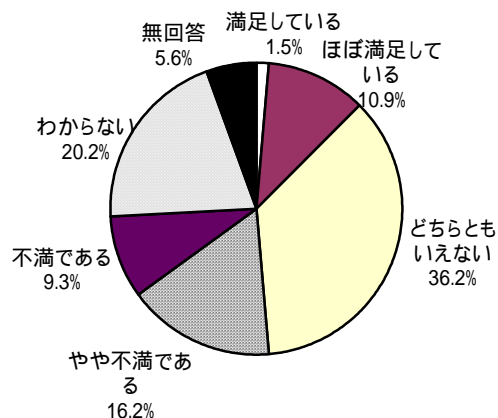
	回答数	割合 (%)
満足している	39	2.1
ほぼ満足している	303	16.0
どちらともいえない	779	41.1
やや不満である	318	16.8
不満である	165	8.7
わからない	192	10.1
無回答	101	5.3
合計	1,897	100.0



### 9 - 19 情報通信基盤

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は12.4%、「やや不満」「不満」の否定的回答は25.5%を占める。否定的回答が肯定的回答を上回る。

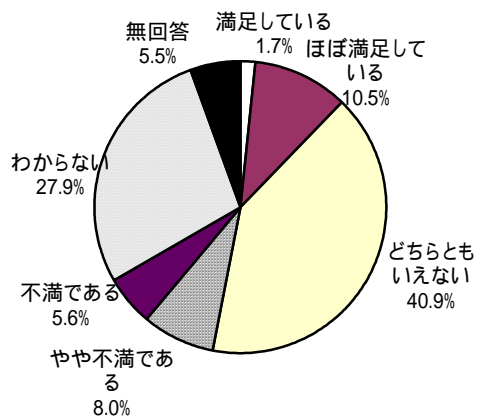
	回答数	割合 (%)
満足している	29	1.5
ほぼ満足している	206	10.9
どちらともいえない	687	36.2
やや不満である	308	16.2
不満である	177	9.3
わからない	384	20.2
無回答	106	5.6
合計	1,897	100.0



### 9 - 20 国際交流・国際化

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は12.2%、「やや不満」「不満」の否定的回答は13.6%を占める。肯定的回答と否定的回答がほぼ拮抗している。「どちらともいえない」「わからない」が約7割を占める。

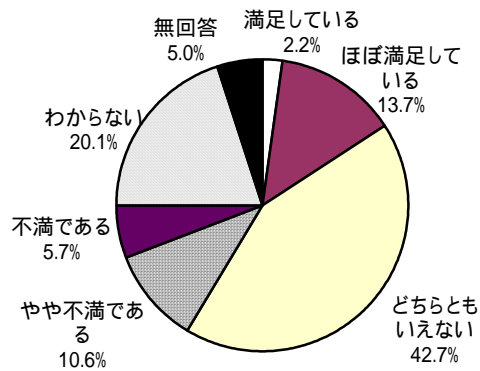
	回答数	割合 (%)
満足している	32	1.7
ほぼ満足している	200	10.5
どちらともいえない	775	40.9
やや不満である	151	8.0
不満である	106	5.6
わからない	529	27.9
無回答	104	5.5
合計	1,897	100.0



### 9 - 2 1 コミュニティ、ボランティア活動、住民参加、男女共同参画

「満足」「ほぼ満足」の肯定的回答は15.9%、「やや不満」「不満」の否定的回答は16.3%を占める。肯定的回答と否定的回答がほぼ拮抗している。

	回答数	割合(%)
満足している	42	2.2
ほぼ満足している	259	13.7
どちらともいえない	810	42.7
やや不満である	202	10.6
不満である	108	5.7
わからない	381	20.1
無回答	95	5.0
合計	1,897	100.0

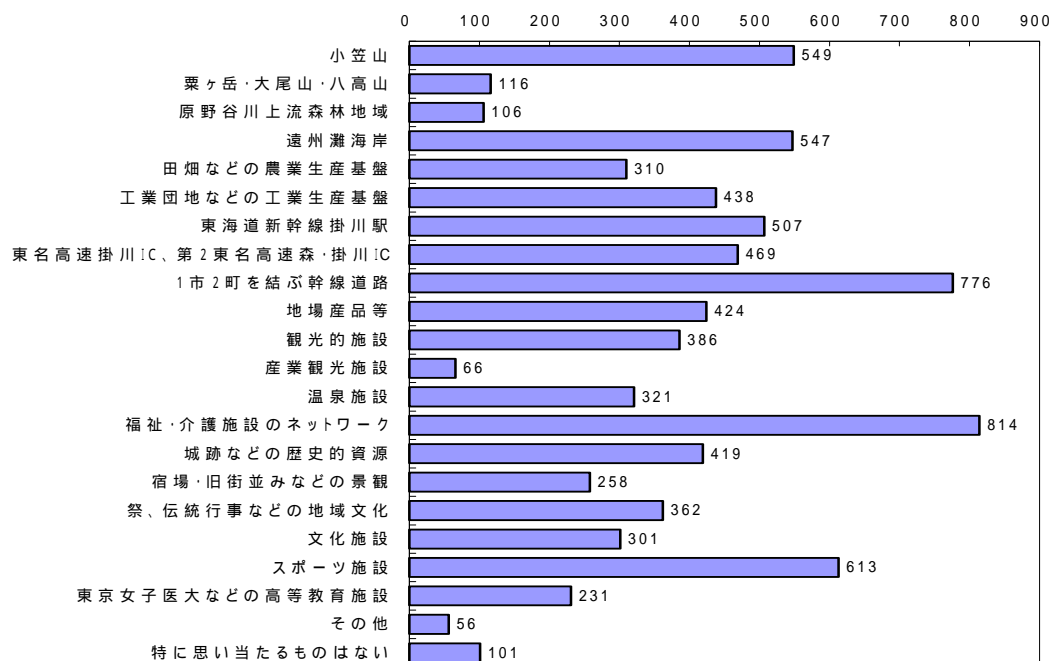




**問 10 新都市のまちづくりに積極的に活用していくべき資源（自然環境、立地条件、各種施設など）は何でしょうか。（該当する番号に5つまで 印をお付けください。）**

まちづくりに活用すべき資源は、「福祉・介護施設のネットワーク」「1市2町を結ぶ幹線道路」「スポーツ施設」が上位を占め、既存施設を積極的に新市のまちづくりに生かす意向がうかがえる。この他「小笠山」「遠州灘」といった自然環境の活用の意向も伺える。

問10(活用すべき資源) <複数回答:5つまで>		(N=1860)	
項目	回答数	割合(%)	
1 小笠山	549	29.5	
2 粟ヶ岳・大尾山・八高山	116	6.2	
3 原野谷川上流森林地域	106	5.7	
4 遠州灘海岸	547	29.4	
5 田畑などの農業生産基盤	310	16.7	
6 工業団地などの工業生産基盤	438	23.5	
7 東海道新幹線掛川駅	507	27.3	
8 東名高速掛川IC、第2東名高速森・掛川IC	469	25.2	
9 1市2町を結ぶ幹線道路	776	41.7	
10 地場産品等	424	22.8	
11 観光的施設	386	20.8	
12 産業観光施設	66	3.5	
13 温泉施設	321	17.3	
14 福祉・介護施設のネットワーク	814	43.8	
15 城跡などの歴史的資源	419	22.5	
16 宿場・旧街並みなどの景観	258	13.9	
17 祭、伝統行事などの地域文化	362	19.5	
18 文化施設	301	16.2	
19 スポーツ施設	613	33.0	
20 東京女子医大などの高等教育施設	231	12.4	
21 その他	56	3.0	
22 特に思い当たるものはない	101	5.4	
合計	8,170	439.2	

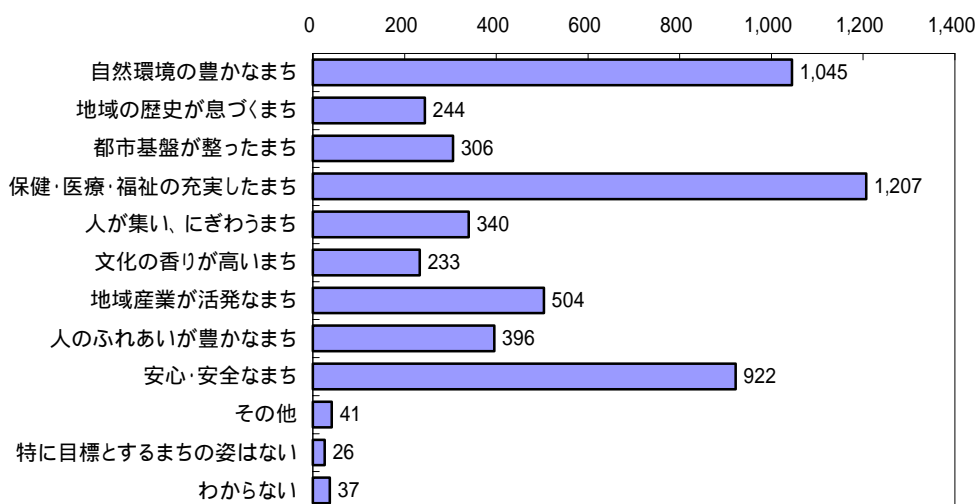


## 問 11 新都市はどのような姿が望ましいでしょうか。

(該当する番号に3つまで 印をお付けください。)

新都市の望ましい姿は、「保健・医療・福祉の充実したまち」が最も高い。次いで「自然環境の豊かなまち」「安心・安全なまち」が上位を占める。

問11(新都市の望ましい姿) <複数回答:3つまで>		(N=1866)	
項目	回答数	割合(%)	
1 自然環境の豊かなまち	1,045	56.0	
2 地域の歴史が息づくまち	244	13.1	
3 都市基盤が整ったまち	306	16.4	
4 保健・医療・福祉の充実したまち	1,207	64.7	
5 人が集い、にぎわうまち	340	18.2	
6 文化の香りが高いまち	233	12.5	
7 地域産業が活発なまち	504	27.0	
8 人のふれあいが豊かなまち	396	21.2	
9 安心・安全なまち	922	49.4	
10 その他	41	2.2	
11 特に目標とするまちの姿はない	26	1.4	
12 わからない	37	2.0	
合計	5,301	284.1	



## 問 12 1市2町が合併した場合、優先的に取り組むべき施策とは何でしょうか。

(該当する番号に5つまで 印をお付け下さい。)

合併した場合、優先的に取り組むべき施策は、「医療や福祉の充実を図ること」が最も高く、問11の新市の望ましい姿と同一テーマが選択されている。この他「バス、鉄道等の利便性を高めること」「行政組織の合理化や財政の健全化を図ること」「道路を良くすること」「大地震などの災害に備えること」が上位を占める。

問12(優先的に取り組むべき施策) <複数回答:5つまで>		(N=1733)	
項目	回答数	割合(%)	
1 道路を良くすること	560	32.3	
2 下水道など水質を浄化すること	378	21.8	
3 バス、鉄道等の利便性を高めること	581	33.5	
4 公園・緑地・広場を増やすこと	269	15.5	
5 ごみやダイオキシンを減らすこと	330	19.0	
6 豊かな自然資源を守り育てること	501	28.9	
7 大地震などの災害に備えること	520	30.0	
8 医療や福祉の充実を図ること	934	53.9	
9 田畑の整備や農業後継者を育てること	180	10.4	
10 地元産業の活性化や企業を誘致すること	334	19.3	
11 商店街を活性化すること	316	18.2	
12 観光整備、イベント開催によりにぎわいをつくること	196	11.3	
13 住みたくなるような新しい住宅地をつくること	176	10.2	
14 学校に通いやすしたり、学ぶ環境を良くすること	362	20.9	
15 青少年の健全育成を図ること	279	16.1	
16 スポーツに親しみやすくすること	115	6.6	
17 男女がともに活躍できる社会をつくること	157	9.1	
18 地域の歴史や伝統文化を守ること	231	13.3	
19 地域の芸術、文化を向上させること	98	5.7	
20 地域の人の和をつくり、広げること	183	10.6	
21 生きがいづくりやボランティア活動を充実させること	188	10.8	
22 国際化に対応した社会をつくること	80	4.6	
23 インターネットなどによる情報通信の活用	95	5.5	
24 役所の窓口サービスの向上を図ること	455	26.3	
25 行政組織の合理化や財政の健全化を図ること	578	33.4	
26 その他	44	2.5	
合計	8,140	469.7	

